

明治前期の郷土概念と郷土地理教育

島 津 俊 之

I はじめに

日本の初等・中等教育界において「郷土教育」の大合唱が繰り広げられていた昭和6（1931）年に、柳田國男は「郷土研究の将来」と題する論文のなかで次のように述べた。

郷土は其实質に於て故郷郷里、乃至は生れ在所といふ言葉と、格別の相異を持つて居ない。たゞ後者は使用の永い月日に於て、当初予期しなかつた色々の聯想を蓄積して居るのである。中でも最も露骨な例は、近世始まつた藩閥という語などであるが、是は自愛といふ以上に、他のものを押伏せようとするやうな、濁つた感じをさへ伴なはされて居た。さうで無くともお国自慢、故郷に錦など、いふ印象の深い諺が、我とよその人とのけぢめを、往々にして余りに際立たせて居たのであつた。ところが「郷土」は新らしく起つたものだけに、其文字通りに万人が万人とも、一つ宛は持つて居るものといふ心持に、使用せられることが出来たのである（柳田 1931: 15-16）

本稿の目的は、「故郷郷里」といった言葉に「濁つた感じ」さえ抱いていた当時の柳田が、「郷土」の語に措定していたある種の中立性、あるいは「郷土の語によつて運び出された無垢な行掛りの無い前代の懐かしさ」（柳田 1931: 15）に、後世の国民国家論的立場から批判を加えることではない。ましてや、そのように書いた柳田自身の「無垢」さを嘆うことでもない。むしろ筆者が問題視するのは、郷土という言葉が「新らしく起つた」とする彼自身の認識である。なぜなら、柳田の死

の2年後にその初版が刊行された『大漢和辞典 卷十一』（諸橋 1968: 302）によれば、「郷土」は『列子』や『晉書』に〈ふるさと〉の意で用いられている漢語であり、けっして新しい言葉ではないからである。たとえ、郷土という言葉の日本における積極的な使用が相対的に新しいとしても、その言葉が指し示す対象自体は、それ以前から様々なたちで思い描かれ、社会的に構築されてきたとみるべきだろう。本稿の関心は、こうした郷土概念やそれにまつわる思想と実践が、いつごろから日本の教育制度のなかに姿を現わしはじめたのかを探ることにある。

戦前の日本における郷土教育についての先行研究は数多い¹⁾。なかでも伊藤（1998）は、昭和初期をピークとする郷土教育運動に関する浩瀚な著作であり、郷土教育研究における一つの到達点をなすものといえる。また、近年では外池（2004）の大著も注目される。その一方で、「郷土」研究会（2003）の試みは興味深い。郷土を所与のものではなく、「地理的想像力によって構築されたもの」（関戸ほか 2003: i）として捉える同書の視点は、郷土概念あるいは郷土教育にまつわる研究に新局面を開くものといえよう²⁾。

しかし、これらの先行研究は一部を除いて³⁾明治前期への関心は薄く、郷土概念およびそれにまつわる思想・実践の始まりや構築性について、実証的な解明が充分になされてきたわけではない。これに対して地理教育史研究は、明治初年から前期にかけての郷土地理教育⁴⁾の思想と実践に関して、一定の研究蓄積⁵⁾を有している。「地理学の全

盛時代」(辻田 1936: 536)とも評されるこの時期⁶⁾の地理教育史研究は、本稿にとって多くの示唆を与えるものである。しかしそれらの研究も、いまだ実証性の面で課題が残されており、「郷土地理」あるいは「郷土地理教育」という用語を無批判に用いる傾向もみられる。それゆえ、ローカルな地理的知識の教育にまつわる思想と実践が、いかにして「郷土」の語と結び付けられるようになったかの検討はやはり充分ではない。

さて、三宅（1978: 46）は明治24（1891）年の「小学校教則大綱」において「はじめて「郷土」の語が用いられた」とし、平山（1981: 37）も「郷土という言葉の初見は明治二十四年の小学校教則大綱においてである」としている。後続するいくつかの郷土教育研究も、この見解に親和的な論調で議論を進めている⁷⁾。しかし、郷土の語がすでに明治19（1886）年の「小学校ノ学科及其程度」にみられることは、多くの先行研究によって指摘済みである⁸⁾。

大野（1995a: 5）は、「「郷土」という言葉は、ドイツで発達した郷土教育のハイマート・クンデ（Heimatkunde = 郷土誌、郷土科）という概念が、わが国へ輸入されて成立したものである」と述べる。多くの先行研究も、明治前期の郷土地理教育の発端を、ペスタロッチ（Pestalozzi, J. H.）に始まるドイツ語圏の直観教育思潮の（英語圏を介した）間接的輸入に求めている⁹⁾。こうした、近代日本の形成をめぐる「ウェスタンインパクト論」にも似た議論は、傾聴すべき一面を有している。しかし、郷土の語それ自体は前述のごとく中国の古典に登場する漢語であり、また一部の先行研究（海後ほか 1932: 3-4; 仲 1954: 56; 海後 1969: 398）では、いわゆる往来物を用いた近世後期の郷土地理教育と明治初年のそれとの連続性がすでに指摘されている¹⁰⁾。多くの先行研究を有する当該分野にあっては、先行研究の成果や見解の広範かつ正確な消化と、研究史における自己の研究の的確な位置づけが何にもまして求められよう。

私見では、明治前期の郷土地理教育に関して最も優れた見通しを示した先行研究は、当該テーマに関する最初の本格的研究でもある海後ほか（1932: 1-13）をおいてない。そこでは郷土地理教育を、近世と近代の連続性と非連続性の両面において把握する視角が明確に示されている。しかし、その議論は必ずしも綿密な史料的実証に裏付けられているわけではなく、郷土概念の発端についても触れられてはいない。

本稿では、近世後期から明治24（1891）年の「小学校教則大綱」公布前後に至るまでの、郷土地理教育の思想と実践の展開を、近世と近代の連続性と非連続性の双方に目配りしつつ、可能な限り実証的に論じてゆきたい。その際、「郷土」の語と、後に「郷土地理教育」と呼ばれることになる思想と実践が、いかなるかたちで接合¹¹⁾されてきたかに注意を払いたい。以下Ⅱ章では、近世後期から明治前期にかけての郷土地理教育の連続性に焦点を当てるとともに、明治初期における「郷土」の語の使用例について論じる。Ⅲ章では、明治5（1872）年の「学制」公布前後の郷土地理教育の動向を、初等教育制度における中央法令と府県法令の差異や、近世後期との連続・非連続などに留意しつつ論じる。Ⅳ章では「教育令」期に焦点を当て、明治14（1881）年の「小学校教則綱領」における郷土地理教育の制度化を、東京師範学校を中心とするペスタロッチ主義の導入と絡めて論じる。そしてⅤ章では、「小学校令」期を対象として、明治19（1886）年の「小学校ノ学科及其程度」から明治24（1891）年の「小学校教則大綱」に至るまでの、「郷土」概念の法制化と郷土地理教育の思想・実践の展開について論じてゆきたい。

ところで矢ヶ崎（1968: 35）は、「教科の史的研究においては、教育制度・教科書・教育実践記録の3者の立場からの研究が必要」と述べている。これは優れた認識であって、本稿で用いる史料はこのうち前二者、すなわち同時代の規則・法令類や、用いられたと想定される教科書類に限定され

る。これらの史料は、中川（1971: 1, 1978: 211）が的確に指摘するように、思想・実践の「建て前」を示すものにすぎず、制度のなかで個々の実践がいかに現実に展開したかを物語るものでは必ずしもない。本稿では史料の制約上、前者のレヴェルでの考察に留まるものであることを断っておく。

II 近世後期の郷土地理教育と明治初期の「郷土」概念

(1) 郷土地理教育の連続性

ローカルな範域の地理的知識を子どもに教え込むという思想やその実践は、それ自体としては、けっして近代（あるいは明治維新以後）の産物などではありえない。これは、近世の寺子屋などで使用された、いわゆる「地理科往来」に関する先行研究¹²⁾をひもとけばわかることである。ちなみに地理科往来とは、近世の庶民教育において教科書として用いられた往来物のうち、地理的内容をもつものを指す。これは同時代の用語ではなく、後世の研究者が用いた分析概念であることはいうまでもない（石川・町田 1965; 石川 1967, 1993a, 1993b; 青木 2004: 135）。

さて、近世の庶民教育施設としての寺子屋は、近世中期から次第に発達し、幕末・明治初年にかけて全国的に激増したとされる（伊藤 1979: 4）。この寺子屋で用いられた往来物のなかでも、地理科往来は大きな位置を占める存在だった。石川（1988: 99）は地理科往来が、「種類からいうと、往来の諸分野中でもっとも多い」と述べている¹³⁾。往来物の全容を概観できる参考図書としては『往来物解題辞典』（小泉 2001）が有用であり¹⁴⁾、同書によると地理科往来のなかには、世界・日本全国・国・郡・都市・郷庄・町村といった、様々なスケールの範域を叙述の対象とするものが含まれることがわかる。このうち、本稿でいう郷土地理教育に関わるものは、おおむね国以下のスケールの範域を扱った地理科往来であるだろう。こうした郷土地理教育に関わる地理科往来は、おおむね

近世中期以降に多くみられるようになり（石川 1967: 29），とくに「村尽」という、村名や小地名を羅列するタイプの地理科往来が近世後期から明治初年にかけて数多く作られたとされる（石川 1993a, 1993b）。また青木（2004: 134）は、「近世後期、地誌的往来物が村の文人たちの手で書かれ出し、それが寺子屋や手習所での教材となる」と述べている。

石川（1967: 16）は地理科往来を、国尽型・地誌型・都路型・参詣型・特殊型に分類している。また門林（1973: 86）は、石川の分類を批判的に継承しつつ、地名学習型・物産地理型・地誌学習型の三類型を提唱している。これらは、主として叙述スタイルや作成目的の違いに基づく分類であり、叙述の対象とされた範域のスケールに基づく分類では必ずしもない。郷土地理教育に関わる地理科往来は、両者の類型のいずれにおいても見出しうるのである。ちなみに前述の「村尽」は、石川（1967: 16）の分類では国尽型に、門林（1973: 86）の分類では地名学習型に含められよう。

ここで、近世後期の郷土地理教育に関わる地理科往来の一例として、『倭文往来』（久米郡教育会 1923: 1060-1062）を取りあげる。これは、美作国久米北条郡倭文庄（現在の岡山県津山市の一部）の村数・石高・自然・名所旧跡・歴史・祭礼などが文章体で記されたものであり、本多応之助¹⁵⁾によって文久2（1862）年に著されたとされる。前述の分類でいうと、郷庄スケールの範域を対象とした、地誌型（石川 1967: 16）あるいは地誌学習型（門林 1973: 86）の地理科往来といえる。主として読方（読みかた）（読書）の教科書として用いられたと想定される。こうした教科書を用いて読書の練習を行わせつつ、同時にローカルな範域の地理的知識を身に付けさせようとする思想が、『倭文往来』から読み取れる。なお、同書の冒頭近くには「京師去事六拾四里江戸へ行程百七拾里同国津山城を離事式里或者參里五里之中也」とあり、より広い範域のなかに倭文庄を位置づけようとする著者の

思想が窺えることは興味深い。

ところで、外池（2004: 32-33）は郷土（地理）教育を、方法としての側面（方法論的郷土教育）と、目的としての側面（目的論的郷土教育）とに分けて捉えている。この点に関して、前述の『倭文往来』の使用は、読書の練習の手段（方法）として捉えられる点で「方法論的」でありうる。しかしながら、その使用は、ローカルな範域の地理的知識の習得を目的とする点において「目的論的」でもある。これら郷土地理教育の二側面は、現実には必ずしも背反しあうものではなく、後述の『紀州伊都郡村名習字本』（石川 1993a）にもみられるように、時代を超えて共在するものといえる。ただし、郷土地理教育がいかなる意味において「方法論的」でありうるのかは、時代によって異なることも確かである（Ⅲ章(2)節参照）。

では、なぜ地理科往来が近世の庶民教育のなかで大きな比重を占めることになったのだろうか。石川（1967: 9-10）は、商品経済の発達による交流圏の拡大や他郷人とのコミュニケーションの増大に伴って、自地域や他地域の地理や人情に通曉しておく必要性が増したことを挙げている。また石川（1967: 47）は、国尽型の地理科往来が習字の手本に用いられたことに関連して、「直接的には、手紙・契約書・物資などを交換ないし輸送するさいの宛名・宛所を書くための練習をねらいとしていた」とも述べる。青木（2004: 138）も、「人的交流が広まれば広まるほど地域を熟知する必要性が増大」することを指摘している。これに加えて、ローカルな範域の地理的知識とは、自宅外での様々な生活や生産活動の世界に初めて足を踏み入れようとする庶民層の子どもにとって、何よりもまず身に付けておかねばならない必須の実用知としてあったことを想起すべきだろう。彼らにとってこうした実用知は、例えば国家の歴史にまつわる細かな知識などより、はるかに緊要性をもつものとして存在していたのである。

実用知をめぐるこうした思想と実践は、明治維

新後の近代日本においても、基本的には変わらないものとしてあったとみるべきだろう。石川（1993a, 1993b）は、「近代直前には、国民の教育意識のうちに往来物=教科書の図式が成りたち、近代初頭の教科書に深く広い影響を遺している」と述べる。仲（1954: 56）は、近世の「国尽」の伝統が明治前期の習字の手本に引き継がれたことを指摘し、海後（1969: 398）もまた、幕末と明治初年の教科書の間に郷土地理教育の面で連続性がみられることを指摘している。

ここで、石川（1967: 16）のいう国尽型の明治前期における残存の一例として、明治11（1878）年刊行の『紀州伊都郡村名習字本』（石川 1993a）を取りあげる。これは、紀伊国伊都郡（現在の和歌山県北東部一帯）の村名を羅列した習字の手本であり、門林（1973: 86）の分類では地名学習型に相当するといえる。著者は、伊都郡九度山村在住の山口小五郎（和歌山県士族）である¹⁶⁾。記述は、郡域北西部の「笠田中村東村移村下夙背山…」から始まり、時計回りに近いかたちで郡内を巡って南西部に至り、「…大瀧相之浦新子北寺池之窪果瀬」で終わっている。興味深いのは、「附録」として、「東京西京大阪…」といった日本の大都市の地名、および「和歌山田辺新宮粉河岩出…」といった県内の主要地名が巻末に記されていることである。習字の練習と郡内の地名学習を平行して行わせる一方で、前述の『倭文往来』と同様に、子どもの意識をより広い範域にも向けさせようとする思想が読み取れよう。

このような、近世後期の地理科往来の系譜を引く書物が明治前期に至るまで刊行されていたことは、前述の『往来物解題辞典』（小泉 2001）をみてもわかる。それらのなかでも、明治5（1872）年刊行の『金沢名数』（大屋 1872）¹⁷⁾や『山城郡村名』（京都書籍会社 1872）などは、「学制」に先立つ府県のローカルな初等教育カリキュラムのなかで、教科書として用いられたと想定しうるのである（Ⅲ章(2)節参照）。

(2)『西国立志編』における「郷土」

前節での検討により、後世になって「郷土地理教育」と呼ばれることになる思想・実践は、おおむね国以下のスケールの範域を扱った地理科往来の使用に基づき、近世後期から明治前期にかけてなれば連続的に展開していたことが想定されるに至った。では、かかる思想・実践において、郷土という言葉はいつごろから用いられていたのだろうか。I章で述べたように、郷土それ自体は中国の古典に出てくる漢語であり、柳田（1931: 16）が措定するような新しい言葉ではない。しかし筆者は現時点では、明治19（1886）年の「小学校ノ学科及其程度」における「郷土」の使用（I章・V章(1)節参照）に先行する、郷土の語を用いたローカルな地理教育の思想・実践の事例を見出すことができていない。それどころか、この時期においては、「郷土」の語の使用例それ自体を見つけることさえ容易ではない。

現時点ではある用語の歴史的な使用例を探る手がかりとして最も汎用性を有する参考図書は、『日本国語大辞典 第二版』をおいて他はないだろう。これによれば、「郷土」の明治初期における使用例として『西国立志編』が挙げられている（日本国語大辞典第二版編集委員会 2001: 473）。周知のように『西国立志編』とは、漢学者・洋学者の中村正直（敬宇）が、サミュエル・スマイルズ（Samuel Smiles）の“*Self-help*”を翻訳して明治4（1871）年に刊行した書物であり、同時代のベストセラーとなった著名な古典である。郷土の語が出てくるのは全十三編中の第八編（第六冊）であり、「深思アリテ物ヲ観ル人ハ。小事ヨリ他人ノ性質ヲ見出スノミナラズ。マタソノ郷土ノ情状ヲモ知ル」（傍点は原文のまま）と記されている（スマイルズ 1871: 本文1丁裏）。ここで郷土とは、「他人」の出身地あるいは居住地という意味であって、「深思アリテ物ヲ観ル人」のそれではない。しかしいずれにせよ、中村正直が「郷土」の語を、〈ふるさと〉という漢語の本来の用法（I章

参照）にほぼ則した意味合いで用いたことは確かである。その際に、「他人」の出身地あるいは居住地として、ある一定の広がりを有するローカルな範域が、中村の心のなかで立ち上げられていたことは間違いないだろう。そして、その範域に、中村は「郷土」という漢語を当てはめたのである。

この“*Self-help*”の初版は1859年にロンドンで刊行され、11度の再版を経て、1866年に改訂版が出されている。それ以降も、1867年に再版されたのを皮切りに、1911年までに合計46度もの再版がなされている（Smiles 1911）。『西国立志編』の底本は、中表紙に「一千八百六十七年倫敦出版」とあることから、前記の1867年の再版本であったことがわかる。“*Self-help*”の1911年刊行の再版本（内容は1867年刊行のものと同じ）をみると、前述の「郷土」の語が出てくる部分の原文は“A fine and just appreciation of character, indicating the thoughtful observer”となっていて、「郷土」に相当する原語は見当らない（Smiles 1911: 263）。つまり中村正直は、この英文を翻訳する際に、前後の文脈を勘案しつつ、「郷土」という漢語を用いて意訳を行ったということになる。そして、その意訳の背景に、当時の知識階級の基礎的教養としていまだ生命を保ち続けていた漢学の素養があったことは確かだろう。ちなみに『西国立志編』の刊本（スマイルズ 1871）のうち、第一冊・第二冊・第四冊・第六冊・第七冊に、中村による漢文体の序文が載せられてもいる。中村は、英語の意訳にあたり、高尚な響きをもつ漢語として「郷土」を採用したとも考えられる¹⁸⁾。その反面、高尚なる「郷土」の語が呼び起された文脈が、英文翻訳という同時代のモダンな知的営為であったことは見逃すべきではない。ウェスタンインパクトの近代性が、前近代の漢語の高尚性と結びつくという逆説は、この時代における西欧語の翻訳行為の様々な局面で生じていたと想定しうる。

では、この意訳は、翻訳のどの段階からなされていたのか。幸いにも、『西国立志編』には二種類

の訳稿が現存しており、このことを知る手がかりを与えてくれる。大久保（1986: 238-249）の考証に従えば、二種類の訳稿のうち、静嘉堂文庫に所蔵されるものが初訳の稿本ということになる。その第八編（第六冊）の当該部分には、「深思アリテ物ヲ観ル人ハ小事ヨリ他人ノ性質ヲ見出スノミナラズマタソノ郷土ノ情状ヲモ知ル」と、刊本と同じ文章が記されている¹⁹⁾。つまり、刊本における意訳や「郷土」の語の使用は、『西国立志編』の翻訳の当初よりなされていたといえるのである。

この第八編（第六冊）の訳業は明治3（1870）年6月15日に始まり、同年7月8日に終っている（大久保 1986: 240）。中村正直は当時静岡藩にあって、静岡学問所の一等教授として漢学を担当していた（高橋 1966: 53-115; 小川 2004: 145-147）。ここで注目されるのは、中村は“*Self-help*”の訳業にあたり、同じく静岡学問所の四等教授であった杉浦愛藏（譲）に第一編の初訳稿を見せて意見を求める、杉浦の薦めに従って刊行を決意したという事実である（大久保 1978: 38-39, 1986: 248-249）。杉浦愛藏は、中村と同じく漢学と洋学の双方に通じ、後に明治政府の初期官僚として活躍した人物である（五十嵐 1991）。彼はまた、民部省や内務省において地誌編纂事業を推進し、初代の内務省地理局長となってもいる（島津 2002: 89-98）。前述の第八編（第六冊）の訳業が始まられた明治3（1870）年6月15日の時点で、杉浦はすでに静岡を去って民部省に出仕していた（土屋 1979: 481）。従って、杉浦が「郷土」という訳語の選定に関与した可能性は低いとも思われるが、郷土の語が用いられた『西国立志編』の翻訳や刊行に彼が関わっていたという事実は興味深い。あるいは『西国立志編』は、近世的な漢学の素養をも持ち合わせた中村と杉浦の両名が翻訳・刊行に関わった、近代日本における「郷土」概念の起点となった書物といえるのかもしれない。

III 「学制」期の郷土地理教育

(1) 「学制」における地理教育

I章で述べたように、明治初期の教育制度のなかで地理（学）が特別に重視されていたことは、多くの先行研究によって指摘されている。石山（1970: 21）は、「地理学の重要性が明治初年ほど強調されたことは、後にも先にもわが国ではない」と記し、辻田（1971: 271）に至っては、「明治新政府の地理学重視の姿勢」に言及しつつ、「地理学は全学科中の王者のごとき位置をしめた」とまで書いている。しかしこうした情況は、明治維新とともに突如として生じたわけではない。近世後期から幕末にかけての対外関係の緊張が、国内外の地理的知識への欲求をすでに呼び覚ましていたと想定しうる（島津 2004: 335）。加えて、II章(1)節で述べた地理科往来の隆盛もまた、明治維新直後の地理教育熱の高まりの一底流をなしていたといえよう。

明治2（1869）年7月8日付で「職員令」^{しきいんりょう}が公布されて太政官制が整備され、そのなかで「大学校」が設けられた（内閣官報局 1974a: 249-264）。これは「学校たると同時に中央教育行政官庁」（教育史編纂会 1938a: 120）としての性格をもつ機関であり、同年12月17日付太政官御沙汰により「大学」と改称された（内閣官報局 1974a: 512）。大学では翌明治3（1870）年2月に「大学規則」および「中小学規則」を熟議決定し、太政官に対して公布を願い出ている。このうち、後者の「中小学規則」では、小学の生徒が学ぶべき「普通学」として句読・習字・算術・語学・地理学が挙げられている。ここでの小学とは、一般庶民のための学校というより、中学あるいは大学進学を前提としたエリートの進学コースという意味合いの強いものだったが（倉沢 1963: 36; 水原 1997: 6），太政官はこれらの規則の公布を見合させるよう指示している（教育史編纂会 1938a: 139-142）。

大学は明治4（1871）年7月18日付太政官御布告で廃され、代わって文部省が中央教育行政官庁

の訳稿が現存しており、このことを知る手がかりを与えてくれる。大久保（1986: 238-249）の考証に従えば、二種類の訳稿のうち、静嘉堂文庫に所蔵されるものが初訳の稿本ということになる。その第八編（第六冊）の当該部分には、「深思アリテ物ヲ觀ル人ハ小事ヨリ他人ノ性質ヲ見出スノミナラズマタソノ郷土ノ情状ヲモ知ル」と、刊本と同じ文章が記されている¹⁹⁾。つまり、刊本における意訳や「郷土」の語の使用は、『西国立志編』の翻訳の当初よりなされていたといえるのである。

この第八編（第六冊）の訳業は明治3（1870）年6月15日に始まり、同年7月8日に終っている（大久保 1986: 240）。中村正直は当時静岡藩にあって、静岡学問所の一等教授として漢学を担当していた（高橋 1966: 53-115; 小川 2004: 145-147）。ここで注目されるのは、中村は“*Self-help*”の訳業にあたり、同じく静岡学問所の四等教授であった杉浦愛藏（譲）に第一編の初訳稿を見せて意見を求める、杉浦の薦めに従って刊行を決意したという事実である（大久保 1978: 38-39, 1986: 248-249）。杉浦愛藏は、中村と同じく漢学と洋学の双方に通じ、後に明治政府の初期官僚として活躍した人物である（五十嵐 1991）。彼はまた、民部省や内務省において地誌編纂事業を推進し、初代の内務省地理局長となつてもいる（島津 2002: 89-98）。前述の第八編（第六冊）の訳業が始まられた明治3（1870）年6月15日の時点で、杉浦はすでに静岡を去つて民部省に出仕していた（土屋 1979: 481）。従って、杉浦が「郷土」という訳語の選定に関与した可能性は低いとも思われるが、郷土の語が用いられた『西国立志編』の翻訳や刊行に彼が関わっていたという事実は興味深い。あるいは『西国立志編』は、近世的な漢学の素養をもち合わせた中村と杉浦の両名が翻訳・刊行に関わった、近代日本における「郷土」概念の起点となった書物といえるのかもしれない。

III 「学制」期の郷土地理教育

（1）「学制」における地理教育

I章で述べたように、明治初期の教育制度のなかで地理（学）が特別に重視されていたことは、多くの先行研究によって指摘されている。石山（1970: 21）は、「地理学の重要性が明治初年ほど強調されたことは、後にも先にもわが国ではない」と記し、辻田（1971: 271）に至っては、「明治新政府の地理学重視の姿勢」に言及しつつ、「地理学は全学科中の王者のごとき位置を始めた」とまで書いている。しかしこうした情況は、明治維新とともに突如として生じたわけではない。近世後期から幕末にかけての対外関係の緊張が、国内外の地理的知識への欲求をすでに呼び覚ましていたと想定しうる（島津 2004: 335）。加えて、II章（1）節で述べた地理科往来の隆盛もまた、明治維新直後の地理教育熱の高まりの一底流をなしていたといえよう。

明治2（1869）年7月8日付で「職員令」が公布されて太政官制が整備され、そのなかで「大学校」が設けられた（内閣官報局 1974a: 249-264）。これは「学校たると同時に中央教育行政官庁」（教育史編纂会 1938a: 120）としての性格をもつ機関であり、同年12月17日付太政官御沙汰により「大学」と改称された（内閣官報局 1974a: 512）。大学では翌明治3（1870）年2月に「大学規則」および「中小学規則」を熟議決定し、太政官に対して公布を願い出ている。このうち、後者の「中小学規則」では、小学の生徒が学ぶべき「普通学」として句読・習字・算術・語学・地理学が挙げられている。ここでの小学とは、一般庶民のための学校というより、中学あるいは大学進学を前提としたエリートの進学コースという意味合いの強いものだったが（倉沢 1963: 36; 水原 1997: 6），太政官はこれらの規則の公布を見合させるよう指示している（教育史編纂会 1938a: 139-142）。

大学は明治4（1871）年7月18日付太政官御布告で廃され、代わって文部省が中央教育行政官庁

として設置された（内閣官報局 1974b: 287）。そして明治 5（1872）年 8 月 2 日付太政官第 214 号により、最初の中央教育法令としての「学制」が公布されるに至った。この、「邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン」ことを謳う学制では、「尋常小学」を構成する「下等小学」と「上等小学」（いずれも修業年限は 4 年間）の双方において「地学大意」という教科が設けられている（内閣官報局 1974c: 146-153）。続いて同年 9 月 8 日付文部省番外として「小学教則」が公布され、下等小学・上等小学とともに、それぞれ半年を単位とする第八級～第一級の等級が設置された。そして下等小学の第五級・第四級に「地学読方」、下等小学の第三級～第一級および上等小学の第八級～第一級に「地学輪講」が設けられている。これには「授ヶ方ノ一例」として教科書が示され、下等小学の第五級（地学読方）および第三級（地学輪講）に「日本国盡」、下等小学の第四級（地学読方）および第二級（地学輪講）に「世界国盡」、下等小学の第一級（地学輪講）に「地学事始」、上等小学の第八級（地学輪講）に「皇國地理書」、上等小学の第七級～第一級（地学輪講）に「輿地誌略」が、それぞれ教科書として例示されている（内閣官報局 1974d: 1211-1229）。次いで、同年 11 月 10 日付文部省番外として示された「小学教則概表」では、教科名称が「小学教則」と異なり、「地学読方」は「地理読方」へ、「地学輪講」は「地理学輪講」へとそれぞれ変更されている（内閣官報局 1974d: 1263-1264）。さらに、明治 6（1873）年 5 月 19 日付文部省第 76 号をもって「小学教則」が改正されたが、そこでは「小学教則概表」の「地理学輪講」（下等小学の第三級～第一級および上等小学の第八級～第一級）が、再び「地理輪講」と改称されている（内閣官報局 1975a: 1538-1555）。

このように、学制系列のカリキュラムにおいて、地理関連の教科は下等小学の第八級～第六級を除くすべての等級に配当されることになった。しかし、「小学教則」にみられる教科書は、いずれ

も郷土地理教育を目的としたものとみることはできず²⁰⁾、学制系列のカリキュラムのなかに郷土地理教育に関する規定はみられないといつてよい。その反面、「小学教則」に「一般必行ノモノニハ非スト雖ドモ各其地其境ニ隨ヒ能ク之ヲ斟酌シテ活用ノ方ヲ求ムヘシ」（内閣官報局 1974d: 1214）とあるように、これら一連の教則は必ずしも法的拘束力を伴ったものではなかった。事実、一部の府県ではこの時期に、すでに郷土地理教育をカリキュラムのなかに取り入れている（次節参照）。

倉沢（1963: 659, 1973: 676）は、学制系列の小学校カリキュラムが、主として米国の小学校カリキュラムを移植したものであることを指摘している。郷土地理教育の思想と実践が、近世期の伝統を引き継ぐかたちで明治前期に存在していたにもかかわらず（Ⅱ章(1)節参照）、その伝統は、学制系列のカリキュラムのなかに引き継がれていないのである。ここにみられるのは、近世と近代の間の、ある種の非連続性である。

郷土地理教育の不在は、学制期の師範学校附属小学校のカリキュラムにも共通する特徴である。学制の第三十九章において、「小学ニ教ル所ノ教則及其教授ノ方法ヲ教授ス」（内閣官報局 1974c: 155）として設置が明文化された師範学校は、明治 5（1872）年 9 月より湯島の旧昌平学校の建物を利用して授業が始められた。翌明治 6（1873）年 2 月には「生徒実地練習ノ為」（東京師範学校 1880: 1）に附属小学校が開校され、「下等小学教則」が制定された。修業年限は下等小学・上等小学とも 4 年間で、それぞれ半年単位の等級が設置されたことは前述の「小学教則」と同じである。そこでは地理書が「読物」および「問答」の教科書のなかに含められ、「地理初步」が第五級の読物および第四級の問答、「日本地理書」が第四級～第二級の読物および第三級・第二級の問答、「万国地理書」が第一級の読物および問答の教科書に指定された。これは同年 5 月に改正され、「地理初步」が第六級の読物および問答、「日本地誌略」が第五

級・第四級の読物および第五級～第三級の問答、「万国地誌略」が第三級～第一級の読物および第二級・第一級の問答の教科書とされた。同時に「上等小学教則」が制定され、「日本地理書」が第八級～第六級の読物、「万国地理書」が第六級～第五級の読物の教科書となっている。同年7月の校名変更で東京師範学校附属小学校となった後、下等小学教則は明治7（1874）年1月に改定され、第三級の問答の教科書が「万国地誌略」から「日本地誌略」に変更されている。これらの教則は明治10（1877）年8月に大幅に改正され、教科名称が改められた。「下等小学課程」では、第四級の「読法」「復讀」「暗記」において「地理初步」と「日本地誌略」を、第三級の同じ教科において「日本地誌略」を、さらに第二級の同じ教科において「万国地誌略」を用いるとされている。また「上等小学課程」では、第八級の「輪讀」「輪講」「暗記」において「日本地誌要略」が、第七級の同じ教科において「万国指掌」が、それぞれ教科書とされている（東京師範学校 1880: 1-2, 38-100）。

以上の教科書類は、やはりローカルな範域の地理的知識の教授に特化したものではなく、学制期における（東京）師範学校附属小学校の一連の教則の中にも、郷土地理教育の規定はみることができない。古賀（1991）は、明治6（1873）年2月の「下等小学教則」の系列が、1871年に米国で刊行された“*Rules and Regulations of the Public Schools of the City and County of San Francisco*”などの翻訳・整理を通じて成立したことを論証している。また古賀（1994）は、この“*Rules and Regulations...*”が、オスウェイゴー運動（IV章(2)節参照）以前の旧式の実物教授法を内容とすることを論じている。ペスタロッチ主義の東京師範学校附属小学校への本格的導入は、米国留学から帰国した伊沢修二・高嶺秀夫の両名が関与した、明治13（1880）年2月の「附属小学課程一覧表」を待たなければならなかつたのである（IV章(2)節参照）。

(2) 府県における郷土地理教育

日本の近代小学校の歴史が、明治5（1872）年の「学制」に始まったわけではないことは、よく知られた事実である。小学校は、近世後期の寺子屋や私塾の伝統を一部で引き継ぎつつ、廃藩置県以前の府藩県三治制のもとで、すでに明治維新直後より各地で設立されはじめていた（倉沢 1963: 1-186）。明治新政府もかかる動きを容認し、初期太政官制の行政機関である行政官は、明治2（1869）年2月5日付で公布された「府県施政順序」のなかで、「小学校ヲ設ル事」を府県に求めている（内閣官報局 1974a: 58-60）。

こうした情況のもとで、いちはやくローカルな地理的知識の教授をカリキュラムに取り入れたのが京都府である。『京都小学三十年史』が「京都ノ小学校ハ我国普通教育ノ首唱ニシテ全国小学校ノ嚆矢タリ」（京都市小学校創立三十年紀念会 1902: 1）と高らかに謳い上げるように、京都府の小学校設立の動きは前述の「府県施政順序」の公布以前からすでに始まっていた。そして明治2（1869）年末までに、64校のいわゆる番組小学校が近代的な学区制を備えたかたちで設立されるに至った（倉沢 1963: 86-101）。草創期の小学校において、教科書として広く用いられた『世界国盡』（前節参照）の著者福沢諭吉は、明治5（1872）年5月6日付で次のように記している。「民間に学校を設て人民を教育せんとするハ余輩積年の宿志なりしに今京都にきたりはじ免て其実際を見るを得たるハ其 悅 怡も故郷にかへりて知己朋友に逢ふがごとし」（京都府立総合資料館 1972: 33）。

京都府は明治2（1869）年5月に「小学校規則」を初めて定め、筆道・算術・読書の三教科を設定したが、それらのなかに地理的な内容は含まれていない。しかし、次いで明治3（1870）年11月には「小学中学五科規則」が定められ、当時の大学が定めた「中小学規則」（前節参照）に倣って、小学生の修めるべき普通学のなかに地理学が含められている（佐藤 1986: 43-49）。そして明治4

(1871) 年 8 月に公布された「小学課業表」では²¹⁾、第五等～第一等のすべての等級に地理的内容が盛り込まれることになる。教科は句讀・諳誦・習字・算術に区分され、第五等の句讀に「府県名」、第四等の句讀に「世界国盡」、暗誦に「国名」、習字に「山城郡村地名」と「京都町名」が含まれられている。第三等では句讀に「地学事始」、習字に「諸国郡名」、第二等では句讀に「西洋事情」、暗誦に「内国里程」と「本邦環海里程」、そして第一等の暗誦に「外国里程」が、それぞれ含まれている（京都市小学校創立三十年紀念会 1902: 160-161）。

ここで注目されるのは、「山城郡村地名」と「京都町名」である。前者は明治 7 (1874) 年 1 月の「改正京都府下小学下等課業表」（半年単位で八級～一級を設ける）では削除されるが、後者は四級の習字に割り当てられている。そして翌明治 8 (1875) 年 7 月の「京都府下小学下等課業表」では、再び「京町名」と「山城丹波村名」が三級の習字に割り当てられ、さらに六級・五級の問答には「管内地理」が新たに含まれられている（京都市小学校創立三十年紀念会 1902: 168-190）。

これらの地理的内容に対しては、いずれも教科書と想定しうる書物が存在する。「山城郡村地名」の系列には『山城郡村名』（京都書籍会社 1872），「京都町名」の系列には『小学下等第三級 習字帖 京都町名之部』（京都府 1875），そして「管内地理」には『学校必用 京都府管轄内地理問答』（家原 1876）が、それぞれ刊行されている²²⁾。このような、書写や音読を通じてローカルな範域の地理的知識を習得させようとする思想と実践は、明らかに近世後期の伝統を引き継いだものといえる。近世後期と同様に、郷土地理教育は書写や音読のための手段（方法）として用いられる同時に、それ自体が一つの目的としても存在していた。そして後者の局面では、むしろ書写や音読のほうが手段（方法）に転化していたといいうるのである（Ⅱ章(1)節参照）。

学制公布前後における郷土地理教育の思想と実

践は、石川県の初等教育カリキュラムにもみることができる。石川県の前身である金沢藩は、京都府と並んで明治維新直後より小学校の設置を活発に推し進めてきた（倉沢 1963: 156-162）。廃藩置県後の明治 5 (1872) 年 6 月以降、石川県は京都府と同じく近代的な学区制に基づく「区学校」の整備に乗り出し、同年 8 月に、文部省の学制公布と時を同じくして「石川県区学校規則」を公布した。そのなかで「石川県区学校学課表」があわせて示されたが、そこでは五等～一等の等級が設けられ、教科が句讀・習字・筆算に区分されるなど、総じて前述の京都府の「小学課業表」に倣ったあとがうかがえる。五等～一等の全等級にわたって、教科のなかに地理的内容が含まれていることも京都府と同じである。具体的には、五等の句讀に「金沢名数記」、四等の句讀に「世界国尽」と「五大洲国旗章」と「府県名」、習字に「加州村名尽」と「金沢町名」、三等の句讀に「地学事始」、習字に「府県郡名」、二等の句讀に「西洋事情」と「西洋聞見録」と「輿地誌略」、一等の句讀に「地図説略」が、それぞれ含まれている（石川県教育史編さん委員会 1974: 184-192）。

このうち、「加州村名尽」と「金沢町名」、および「金沢名数記」が、郷土地理教育に関わる内容といえる。前二者は四等の習字に含まれるものであり、これは京都府の「小学課業表」において、第四等の習字に「山城郡村地名」と「京都町名」が含まれるのと同じ位置づけである²³⁾。これに対して、後者の「金沢名数記」（五等・句讀）は、「石川県区学校学課表」に独自のものとして注目される。前二者の教科書が現時点では判明しないのに対して、後者については、明治 5 (1872) 年 1 月に『金沢名数』（大屋 1872）が刊行されている。これは地誌型（石川 1967: 16）あるいは地誌学習型（門林 1973: 86）の地理科往来の系譜を引くものと考えられ、金沢藩（加賀国・越中国・能登国）の郡名・里程・人口戸数・石高・町村名・鉱山・温泉・港・橋梁などの多数の項目について、

「明治三年及四年ノ勘算」のデータを列挙したものである。これまで明治以降の郷土地誌書としては、明治6（1873）年10月刊行の『遠江風土歌』（石川1993b）²⁴⁾が最古のものとされてきたが（倉沢1963: 860-863; 田中1966: 3; 中川1978: 98），『金沢名数』はそれを上回るものである。著者の大屋子郎が、幕末に長崎遊学を経験し、維新後に多くの書物を著した洋学者大屋愷故（金沢こども読書研究会1997: 23-43）であることは、すでに園部（1968: 32-33）によって論証済みである²⁵⁾。彼はその後、石川県にあって皇国地誌編纂事業に尽力し（石田1966: 31-32, 50-52），明治11（1878）年には『加賀地誌略』『能登地誌略』『越中地誌略』の地誌三部作を著してもいる（大屋1878a, 1878b, 1878c）²⁶⁾。

府県の小学校カリキュラムに郷土地理教育についての規定がみられるのと並行して、地方の官立師範学校附属小学校のカリキュラムにも、ローカルな地理的知識の教授についての規定がみられる。これは、学制期の（東京）師範学校附属小学校のカリキュラムがこの種の規定を欠く（前節参照）のに比べて、きわめて注目すべき事実である。その初期の例は、米国留学前の伊沢修二が明治7（1874）年3月から校長を務めた官立愛知師範学校の「小学教則書」²⁷⁾（下等小学・上等小学とも半年单位で八級～一級を設ける）であり、伊沢により明治8（1875）年1月に制定されたとみなされている（仲1967: 15-19）²⁸⁾。そこでは附属小学校のカリキュラムにおいて「口授」という入門的な教科が設けられ、「卑近ニシテ生徒ノ曉り易キヲ旨ト」し、身近な題材を用いて「本科ノ予習ニ備ヘ且其不足ヲ補ヒ以テ幼智ヲ開発スル」ことが企図された。そして下等小学の第六級の口授のなかに「地理談」が設けられ、「学校或ハ近傍ノ市街村落等ヨリ始メ漸次郡県ノ境界風土產物等ニ及ボス」ことが規定されている。この地理談を終了した後、下等小学の第五級～第一級および上等小学の第八級～第一級において「地理学」を学ぶものと

された。また、明治9（1876）年3月改正の官立大阪師範学校の「附属小学校教則」（等級は半年単位で修業年限8年間）においても、「専ラ他諸課ノ予習ニ供ス」ものとしての「口授課」が設けられ、下等小学科課程の第七級・第六級の口授に地理談が含められている。そこでは、「先ツ本校近傍ノ市街ヨリ其郡其府等ノコトニ及ヒ次ニ地理初步ニ拠リテ世界地理ノ大概ヲ説示ス」と規定されている（大阪師範学校1876: 3-11）。官立大阪師範学校附属小学校のこうした規定に、前述の官立愛知師範学校の「小学教則書」の影響をみることも可能だろう。

ここで注目すべきは、これらの郷土地理教育に関する規定に、子どもの発達段階を考慮に入れたペスタロッチ主義の影響がみられることである。この時期に、ペスタロッチ主義に基づく郷土地理教育の思想は、日本でも徐々に紹介されはじめていた。例えば、明治8（1875）年8月に刊行された、明治6（1873）年のウイーン万国博覧会の報告書には、ペスタロッチについての記述が含まれている（澳國博覽會事務局1875a: 3丁表-5丁表）。また、ドイツの「ウユルテンベルグ小学校」のカリキュラムが紹介され、そこには五年（十歳）の「見知ノ教」²⁹⁾として「教場村。郡。ノ耕解。本州ノ地理」（句点は原文のまま）という記載がみられる（澳國博覽會事務局1875b: 1丁裏-3丁表）。また伊沢修二是、クリーゲ（Krieger, M. H.）、ページ（Page, D. P.）、ノルゼント（Northend, C.）が著した教育書を翻訳集成して明治8（1875）年10月に『教授真法』を刊行したが³⁰⁾、そこでは地理学の教授法に関して、「凡ソ幼生ニ地理学ヲ授ルニハ其住處近傍ヨリ始ルヲ良トス… 地図ノ何者ナルヲ懇諭ス可シ而シテ生徒ニ之ヲ石盤上ニ写取メ… 沢池丘島ノ如キ地形ヲ教へ逐次周囲ノ田野道路等ニ及ホシ終ニ一箇ノ村市郡県ノ圖ヲナスニ至ラシム可シ」と記されている（伊沢1875: 13丁裏-14丁表）。この記述は、前述の官立愛知師範学校の「地理談」の内容を連想させるものである。ま

た、「其住近傍ヨリ始ルヲ良トス…沢池丘島ノ如キ地形ヲ教ヘ」(傍点筆者)の部分は、後の千田一十郎の意見や「小学校教則綱領」にみられる「学校近傍ノ地形」というキーワードの一源泉とも考えられる(次節・IV章(3)節参照)。なお、橋本(1998: 228, 2000: 36-37)は、この地理学の教授法に関する記述が、総じてノルゼントの“*The Teacher's Assistant*”からの抄訳であることを指摘している。このノルゼントの教育書は、明治9(1876)年7月に『教師必読』として文部省より翻訳刊行されてもいる(ノルゼント 1876)³¹⁾。

こうした直観教育の思想は、前述の京都府や石川県の教則にはみられないし、ましてや近世後期の地理科往来にみられるものではない。この意味で、官立愛知師範学校や官立大阪師範学校の郷土地理教育は、近世後期の郷土地理教育の伝統を受け継ぐ京都府や石川県のそれらと類似性をもちつつも、部分的には、ペスタロッチ主義の導入に基づく異質性を兼ね備えていたといえよう。郷土地理教育が手段(方法)として用いられたという点では、京都府や石川県も同じである。しかし、官立愛知師範学校や官立大阪師範学校の郷土地理教育は、近世的な書写や音読の手段(方法)として存在したのでは必ずしもない。それはむしろ、近代的な直観教授の一方法として位置づけられていたのである。こうした、郷土地理教育の方法論的側面における意味合いの変化は、郷土地理教育における近世から近代への移行(両者の間の非連続性)を特徴づける分水嶺とみなされる。しかしその一方で、郷土地理教育の目的論的側面は、近世と近代を通じて変化がみられない。なぜならII章(1)節で述べたように、ローカルな範域の地理的知識を子どもに教える必要性は、明治維新以降も変わらず存在していたからである。この目的論的側面の不变性は、郷土地理教育における近世と近代の間の連続性を特徴づけるものといえよう。

かくして、学制系列や東京師範学校附属小学校系列のカリキュラムをよそに、府県の小学校カリ

キュラム、および地方の官立師範学校附属小学校のカリキュラムでは、それぞれ独自の郷土地理教育が構想されつつあったといえる。京都府の「小学課業表」は、大阪府・岐阜県・愛知県・筑摩県などの先駆的な府県のカリキュラムに継承された(倉沢 1970: 141)。地方の官立師範学校は、明治10(1877)年の地租軽減に伴う経費節減政策により、翌明治11(1878)年2月までにすべて廃校となるが(倉沢 1973: 855-858)、それらの附属小学校の教則は、大学区教育議会での議論などを経て各地に広まっていた(倉沢 1973: 706; 橋本 1998: 305-331, 2000: 39-43)。明治10(1877)年から12年(1879)年にかけて、多くの府県で公立小学校の教則が改正されたが、そこでは「外国地誌を略して郷土の地誌を重んじる傾向がみられる」とも指摘されている(倉沢 1963: 1073)。こうしたことでも手伝って、明治8(1875)年前後からいわゆる「府県地誌」が多く刊行されるようになり、明治14(1881)年5月の「小学校教則綱領」公布前には、大多数の府県において府県地誌がすでに刊行されていた(倉沢 1963: 860-863; 田中 1966: 3; 規工川 1986: 9-11)。当時、いまだ府県という地理的範域は、人民にとってなじみの薄いものでもあった。府県地誌の刊行ラッシュの背後には、初等教育の回路を通じて、府県への帰属意識の醸成を図ろうとする地方行政当局の思惑も見え隠れするのである。

(3) 「学制」への批判と郷土地理教育

学制系列の小学校カリキュラムは、前述のように米国的小学校カリキュラムに倣ったものであり、必ずしも当時の日本の国情に即したものとはいはず、人民の不満や抵抗を招く結果となった(倉沢 1973: 676, 990)。こうした批判は総じて、教科の内容が高尚に過ぎ、庶民の日常生活から遊離したものになっているという論調でなされた。前節で述べた府県地誌の刊行ラッシュは、郷土地理教育の規定を欠いた学制系列のカリキュラムや、東京師範学校附属小学校系列のカリキュラム

への不満のあらわれとも解することができよう。

こうした地理教育への批判は、当時の文部省の内部からも沸き起りはじめていた。学制が各地で機能不全を起こしていることを重くみた文部省は、大書記官クラスの高官を地方巡回に派遣し、地域の実情を報告させた（倉沢 1963: 1036-1038）。このうち、文部大書記官九鬼隆一は、滋賀県・京都府・兵庫県・堺県・和歌山県・大阪府の巡回結果を明治10（1877）年8月付で文部大輔田中不二麻呂に報告している（文部省 1965a: 50-62）。九鬼はそのなかで、「教育ハ心性發達ノ自然ニ一致シ其發達ノ順序ヲ察シテ知識ヲ給スル」とペスタロッチ主義の教育観を披露しつつ、「万国ノ地理学ハ各土ノ風俗地勢產物等ヲ知ルニ於テハ人生欠クヘカラサルノ學ナリト雖山間僻陬ニ在リテ常ニ採樵耕穫ニ役々タル貧民ニハ其事実甚適切ナルモノト云ヲ得ス」と述べる。そして彼は、「貧民ノ子弟ニ更ニ適切ナル學問」の一例として「日本至近ノ地理」を挙げるのである。

また同年12月付で、文部権大書記官中島永元は、同じく田中不二麻呂に対して秋田・山形両県の巡回結果を報告するなかで（文部省 1965b: 13-31）、秋田県の小学校カリキュラムについて「地理ハ初二本県ノ地誌ヲ教へ然シテ後日本全国ノ地誌ニ移ルヲ法トス是レ本県ノ教則中至良ナルモノタリ」と評価する。そこには、府県地誌を用いた郷土地理教育が、ペスタロッチ主義の観点からみて「教則中至良」であるとする思想がみられる。倉沢（1963: 703, 1973: 690）は、当時の日本におけるペスタロッチ主義に大きな影響を与えた米国のペスタロッチ派が、地理を重視する一方で歴史を軽視したことを繰り返し指摘している。上述の中島の言説から、かかる心性を読み取ることも可能かもしれない。しかし中島永元は、当時の郷土地理教育を手放して評価していたわけではない。彼は、読方に「記憶ヲ主トスル地理学歴史学科」の教科書を用いることを批判し、「読方課業中ニ過多ノ地誌歴史等ヲ算入シテ專ラ諳記ノミヲ勉メシ

ムレハ知ラス識ラス生徒ノ記憶力ヲ偏重ナラシメテ其理解力ヲ消耗スルニ至ル」と主張している。たとえローカルで身近な地理的知識といえども、教え方を誤れば害多しというわけである。これはある意味で、近代的な方法論的意義付けを欠落させた、読み書きの練習とローカルな地理的知識の習得を兼ねる近世的な郷土地理教育への批判と解することもできよう。

当時の文部官僚のみならず、現場の一教員からもまた、地理教育の刷新に向けて注目すべき意見が出されていた。それは、文部省が発行する『教育雑誌』第50号（明治10（1877）年11月30日刊行）に寄稿された、福岡県士族千田一十郎の「下等小学地理学教授法ヲ論ズ」という短文である（千田 1877: 3-7）。そのなかで千田は、当時の地理学教授法が「高遠ナル地球ノ大形五大洲ノ区分等ヲ先ニシ卑近ナル自郷自村ノ地形ヲ後ニス」することを、「順序ヲ誤レル」と批判する。そして、「独國ノ如キモ近年ノ教育学士ハ頻ニ此說ヲ主張スルニ非ズヤ」とペスタロッチ主義を意識しつつ、「児童地理学ノ第一着手ニ学校中ニ於テ先其方位ヲ教へ次ニ学校境域内ノ大概ヲ教へ漸次ニ学校近傍ノ地形ヨリ一村ニ及ボシ一村ヨリ遂ニ一区内ニ及ボスベシ」と説く。さらに、その後に「県内地誌ヨリ全国地理ニ至リ次第二万国地理ニ推及スベシ」と主張するのである。また千田は、「区内地誌」に関して、「時トシテハ学校退散ノ際或ハ時間余アルニ会ハゞ自ラ生徒ヲ引率シ実地ニ就テ丁寧ニ教示スル等ノ方術ヲ以テセバ…編書ノ勞ヲ費スニモ足ザルベシ」として、野外授業（巡検）を行えば必ずしも地誌書を編纂して誦読させる必要はないという、注目すべき見解を呈示している³²⁾。その一方で、「児童足蹟ノ未ダ広カラザル」ゆえに、「県内地誌ハ必編輯セザル可ラザルナリ」というのである。千田の主張は、ペスタロッチ主義の要点を踏まえたものであり、短文ながら論理的かつ説得的な内容を備えている。「方位」から「一区内」に及ぶカリキュラム案は、明治13（1880）年2月の

東京師範学校「附属小学課程一覧表」における「位置」の内容を先取りしたともいえるものである(IV章(2)節参照)。さらに「学校近傍ノ地形」とは、後に明治14(1881)年の「小学校教則綱領」で同じ文言が採用され、それ以後も中央教育法令や教授法書・教科書のなかで繰り返し用いられるキーワードである(IV章(3)節以下参照)。これには、『教授真法』の「其住処近傍ヨリ始ルヲ良トス…沢池丘島ノ如キ地形ヲ教ヘ」という文言が影響したとも考えられよう(前節参照)。

では、いったい千田一十郎とはいかなる人物なのか。これまで判明したところによれば、千田は明治6(1873)年当時は秋山好古らとともに堺県管下の堀溝郷学校に在職し(四條畷市教育委員会1984: 524-525),官立大阪師範学校を卒業後、明治10(1877)年2月に和歌山県師範学校に着任している(山田1979: 296)。従って、千田は西洋の教育学に関する一定の知識を有し³³⁾,かつ明治9(1876)年の官立大阪師範学校「附属小学校教則」にも通じていたことが想定される。『教育雑誌』への寄稿から間もない明治11(1878)年1月の時点で、千田は和歌山県師範学校の一等訓導となっていたり、その後は和歌山県の衛生課長などを歴任したこという(馬場2004: 18, 30)。さらに規工川(1986: 21)によれば、千田は明治17(1884)年~20(1887)年および明治26(1893)年~29(1896)年の二期にわたり、熊本師範学校の校長を務めたとのことである。

さて、千田一十郎はまさに前述の「県内地誌」の主張に従って、和歌山県師範学校三等訓導の鳥山啓ととともに『紀伊国地誌略』(千田・鳥山1878a)および『紀伊国地誌略字引』(千田・鳥山1878b)を著している。前者の『紀伊国地誌略』は、緒言に「明治十年十月和歌山県ノ調査ニ依ルヲ以テ卒婁郡ノ一部三重県ニ隸スル地ニ至テハ一切コノ中ニ算入セス」とあるように、「紀伊国」と謳いながらも実質的には和歌山県域の地誌となっている。同書は明治10(1877)年9月6日付で和歌山県令

神山郡廉より公布された「公立小学教則」(等級は半年単位で修業年限8年間)³⁴⁾において、下等小学科第六級の読物・諳記の教科書として指定されている。さらに、同年9月27日公布の「村落小学校則教則」(等級は9ヶ月単位で四級~一級)では三級の読物、明治11(1878)年3月26日公布的「公立小学教則」(等級は半年単位で修業年限6年間)では下等小学第三級の読物、同月29日公布的「村落小学教則」(初級・中級・上級を学年とする)では中級の読物、明治12(1879)年6月16日公布的「公立小学教則」(等級は半年単位で修業年限6年間)では下等小学第三級の読物・諳記の教科書として、それぞれ指定されることになる(和歌山県史編さん委員会1976: 747-759, 1984: 558-561, 569-570)。また、後者の『紀伊国地誌略字引』については、和歌山県令より明治12(1879)年1月24日付で、「今般学務課ニライテ紀伊国地誌略字引編輯刻成候ニ付各公立小学へ壱部ツ、無代価交付候」と通達されている(和歌山県史編さん委員会1976: 763)。同書は『紀伊国地誌略』に出てくる地名や用語の解説集というべきものであり、教員用の指導書として各小学校に配布されたものとみられる。

中川(1978: 79)は、千田(1877)について、「間もなく登場する開発主義の地理教授論の先駆と解することもできるだろう。おしゃらくは、彼の意見が一介の主張にとどまり、世に受け入れられなかったことである」と評している。しかし、かかる「開発主義の地理教授論」につながる思想は、すでに明治8(1875)年に伊沢修二によって日本に紹介され、官立愛知師範学校や官立大阪師範学校の附属小学校カリキュラムを通じて各地に広まりはじめていたし(前節参照)、また前述のように文部権大書記官中島弘元も、千田と同時期に同様の意見を文部大輔に宛てて述べているのである。何よりも、千田のカリキュラム案や「学校近傍ノ地形」という文言は、東京師範学校附属小学校のカリキュラムや中央教育法令における郷土地

理教育規定の先取りともいえるものである。そして、当時千田が在勤していた和歌山県では、郷土地理教育が官立大阪師範学校附属小学校に倣った小学校カリキュラムのなかに位置づけられ、千田が編集に携わった県内地誌が教科書として指定されていたのである。千田の意見は、「一介の主張」というより、むしろ官民を通じて沸き起りつつあった郷土地理教育への志向を代表するものだったといえるだろう。こうした情況を背景として、明治11（1878）年5月23日付文部省布達第4号により、「小学教則」と「小学教則概表」（Ⅲ章(1)節参照）は廃止されることになる（内閣官報局1975b: 599）。明治14（1881）年の「小学校教則綱領」における郷土地理教育の制度化（Ⅳ章(3)節参照）は、何の前触れもなく突然生じたのではない。それ以前には、本章で述べてきたような、分厚く複雑な歴史的過程が介在していたのである。

IV 「教育令」期の郷土地理教育

(1) 「教育令」系列における「地理」の転変

「小学教則」と「小学教則概表」の廃止（Ⅲ章(3)節参照）は、「学制」系列における小学校カリキュラム政策の実質的な終焉を意味するものだった。学制それ自体も、明治12（1879）年9月29日付第40号布告によって廃され、同布告の別冊として「教育令」が公布されることになる（内閣官報局1975c: 75-78）。これは「自由教育令」とも呼ばれ、文部大輔田中不二麻呂の主導のもとに、教育行政における府県の裁量権を大幅に認めた法令として知られている。そこでは、「小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ読書習字算術地理歴史修身等ノ初步トス」として、地理が「普通ノ教育」のなかに加えられた。その一方で、前述の「小学教則」や「小学教則概表」に代わる新たな統一的カリキュラムは示されず、「公立学校ノ教則ハ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ」「私立学校ノ教則ハ府知事県令ニ開申スヘシ」という裁量主義的な規定となっている。

自由教育令の裁量主義は、次いで小学校の学科規定や地理の位置づけにまで及ぶことになる。翌明治13（1880）年1月6日付文部省達第2号により、「読書習字算術地理歴史修身ノ六科ヲ具備セサルモノハ…変則小学校トナスヘシ」とされ、次いで同年1月7日付文部省達第3号によって、「六科ヲ兼学セサルモノハ変則就学トナスヘシ」との規定が加えられた（内閣官報局1976b: 1435）。この時点で地理は、中央教育法令においては全国民が履修すべき必修の学科ではなくなったということになる。これらの「変則」を認める法令は、同年6月26日付文部省達第14号でいったん廃止される（内閣官報局1976b: 1437）。しかし、とくに地理と歴史に関しては、前述の中島永元の「記憶ヲ主トスル」という意見に象徴されるように（Ⅲ章(3)節参照），小学校の初期段階では履修させずともやむをえないとする見解が文部省内で勢いを増していたようである。自由教育令は官民の批判を浴び、田中不二麻呂の司法卿転出後に、明治13（1880）年12月28日付第59号布告によって教育令は改正された。これは一般に「改正教育令」と呼ばれ、そこでは「修身読書習字算術地理歴史等」として修身が「普通ノ教育」の先頭に登場することになった。そして同時に、「但已ムヲ得サル場合ニ於テハ…地理歴史ヲ減スルコトヲ得」として、地理と歴史を必修から外すことが改めて中央教育法令に明文化されるに至ったのである（内閣官報局1976a: 325）。

しかし、教育令系列の中央教育法令は、郷土地理教育にとっては無意味なものではなかった。改正教育令では、「小学校ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ府知事県令土地ノ情況ヲ量リテ之ヲ編制シ文部卿ノ認可ヲ経テ管内ニ施行スヘシ」とされ（内閣官報局1976a: 327），小学校カリキュラムに関しては、自由教育令の府県裁量主義が限定的ではあるが維持されている。そして、この「文部卿頒布スル所ノ綱領」こそが明治14（1881）年の「小学校教則綱領」なのであり、そこでは、

中央教育法令として初めて郷土地理教育に関する規定が設けられることになる（IV章(3)節参照）。

(2) 東京師範学校附属小学校のカリキュラム改正

と郷土地理教育

明治11（1878）年5月23日付で「小学教則」と「小学教則概表」が廃止（III章(3)節参照）された後、明治14（1881）年5月4日付で「小学校教則綱領」が公布される（次節参照）までの3年間は、中央教育法令における小学校カリキュラム規定の空白期間だった。この間に、中央教育法令レヴェルでの新たな小学校カリキュラムの制定に向けて動いた機関の一つとして、東京師範学校附属小学校が挙げられる。明治11（1878）年2月までに地方の官立師範学校が全廃されて以後（III章(2)節参照），東京師範学校は唯一の官立師範学校として、先進的な小学校カリキュラムの実験室のごとき様相を呈していた。

こうした動きは、米国留学から明治11（1878）年に帰国した伊沢修二と高嶺秀夫が、ともに東京師範学校に勤務したことによって本格化する。伊沢と高嶺は、神津専三郎とともに明治8（1875）年に「師範学科取調」を目的として米国に派遣され、伊沢はマサチューセッツ州のブリッジウォーター師範学校（State Normal School at Bridgewater）に、高嶺はニューヨーク州のオスウェイゴー師範学校（Oswego State Normal and Training School）に留学した（故伊沢先生記念事業会1919: 27-40; 高嶺秀夫先生記念事業会1921: 32-50）。官立愛知師範学校では、渡米以前の伊沢校長のもとで、すでにペスタロッチ主義に基づく郷土地理教育を導入した「小学教則書」が制定されていた（III章(2)節参照）。また、高嶺の留学先は米国におけるペスタロッチ主義の中心であり、いわゆるオスウェイゴー運動の拠点として知られた存在だった（橋本1998: 93-96）。明治12（1879）年に伊沢は東京師範学校長に、高嶺は同校長補に任じられ、両名は力をあわせて学校改革に取り組むことになる。伊沢の回想によれば、「此改革案を立てる前には二人で二週

間も熱海に行き、起きても寝ても此事ばかり話し合つて」いたという（伊沢修二君還暦祝賀会1912: 42-50）。

この改革の一環として、附属小学校のカリキュラムも改正されることになる。その結果は、欄外に「明治十三年二月文部省上申」と墨書きされた、「附属小学課程一覧表」にみることができる³⁵⁾。そこに示されているのは、明治10（1877）年8月改正の教則（III章(1)節参照）とは大きく異なった地理教育カリキュラムである。修業年限は下等小学と上等小学がそれぞれ4年ずつで、通算して第一年～第八年の8学年が設定されている。下等小学と上等小学は、いずれも八級～一級まで半年単位で等級が区分されている。学科名称は大幅に変更され、「実物」という学科が新たに設置されたのが注目される。实物は、数目・色彩・形体・度量・位置・天然物・人工物の7科目から構成され、カリキュラムのなかできわめて大きな地位を占めていた。なかでも、郷土地理教育との関わりでは「位置」が重要である。下等小学の第一年八級では「諸物の位置」、七級では「方位 諸点」、第二年六級では「学室内諸物ノ位置 測定 略図」、五級および第三年四級では「学室外諸物ノ位置 測定 略図」、三級では「学校近傍ノ位置 略図」、第四年二級では「区内ノ位置 略図」、一級では「東京市中ノ位置 略図」が、それぞれ「位置」の教授内容として示されている³⁶⁾。位置は、合計で4年間履修することになるわけである。上等小学では、その延長上に学科としての「地理」が新設され、第五年八級には「総論」、七級および第六年六級には「日本国」、五級には「亞細亞、歐羅巴、亞非利加、各国」、第七年四級には「南北亞米利加、大洋州、各国」が、それぞれ内容として割り当てられている。

このカリキュラム体系は、前述の官立愛知師範学校や官立大阪師範学校にみられたペスタロッチ主義の郷土地理教育（III章(2)節参照）を、さらに方法論的に発展させたものといえる。そこにみられるのは、子どもの発達段階に沿って、下等小学

の4年間で直接経験が可能な「実物」を通して教室空間から東京市中までを教授し、上等小学の2年半で、直接経験から相対的に離れた総論・日本地誌・世界地誌を教授するという思想である。こうした、实物を提示しながら子どもの認識力を開発しようとする授業形式は、「開発主義」とも呼ばれることになる(稻垣1995: 99)。ここで郷土地理教育は、この開発主義に不可欠な要素として、カリキュラムに組み込まれているのである。

この明治13(1880)年の「附属小学課程一覧表」に、全体として米国の教育学者ジョホノット(Johonnot, J.)の“*Principles and Practice of Teaching*”(Johonnot 1886)の影響がみられることは、すでに稻垣(1995: 61-85)や水原(1997: 190-202)によって指摘されている³⁷⁾。このジョホノットの書物は、伊沢・高嶺の帰国と同じ1878年に初版が刊行されたが、高嶺は米国留学中にジョホノットに会っており、同書の和訳を『教育新論』と題して明治18(1885)年から19(1886)年にかけて刊行している。その緒言のなかで、高嶺は「當時氏ハ未タ此ノ書ノ著述ヲ了ラス時ニ其原稿ヲ出シテ余ニ示シタルコトアリシ」(ジョホノット1885: 緒言2)と記している。

Johonnot(1886: 284-395)は学校カリキュラムを、“General Course of Study(普通学修課程)”と、“Country Schools(郡村学校)”向けの“Special Course of Study(特殊学修課程)”の二種類に分けている。このうち、明治13(1880)年の「附属小学課程一覧表」における、实物(位置)から地理に向かうカリキュラムのモデルになったと推定されるのは、後者の特殊学修課程のカリキュラムである³⁸⁾。そこでは学年が第一級(First Grade)から第九級(Ninth Grade)まで区分され、このうち第一級から第五級にかけて、教科としての“Object-Lessens”が設けられる。これを高嶺は、「实物課」と訳しているのである(ジョホノット1886: 836)。第一級～第三級のObject-Lessensには“Place”が、第四級のそれには“Geography”が、それぞれ細目

として含められている。このうち、前者の“Place”こそが、高嶺によって「位置」と訳されたところのものであり、後者は「地理」と訳されている(ジョホノット1886: 840-860)。第一級のPlaceは、「教場内ノ諸体ノ位置、教場内ノ諸部分ノ位置、方位ノ開発、方位ノ諸点、教場ノ図ヲ黒板及石盤ノ上ニ画ス」と訳されている。第二級では、「教場ノ測量配法ノ觀念ノ開発。配法ニ從テ教場ノ図ヲ作ル。方位ニ關シテ学校ノ庭内、及其周囲ノ研究、測量及製図」となる³⁹⁾。第三級では、「各生徒其家ヨリ学校ニ至ル道路ヲ記述シ、且ツ其図ヲ画ク。水陸ノ天然区分ヲ客觀的ニ記述ス。学区、町村ノ記述、其製図」と訳される内容が含まれ、第四級のGeographyになると、「気候ノ状態、及変化。学校所在ノ地方、例ヘバ其表面、一般ノ產物、人民ノ職業、諸役員、地図」にまで範囲が広げられる。これを受け、第五級～第九級では教科としての“Geography”が設けられ、国内(米国)地誌から世界地誌へと、教授の空間的範囲がさらに外延的に拡大されている。こうしてみると、前述の「附属小学課程一覧表」の郷土地理教育カリキュラムは、高嶺の翻訳に基づいた、ジョホノットの郡村学校カリキュラムに倣ったものであることがわかるのである。

さて、伊沢修二と高嶺秀夫は、「教科書編纂之儀ニ付過般御談示之旨」に応じて、明治13(1880)年10月19日付で文部省編輯局長西村茂樹に意見書を提出した(信濃教育会1958: 376-380)。ここで伊沢らは、前述の「附属小学課程一覧表」に示された15の学科のうち、読書・習字・算術・地理・歴史・修身・实物の7学科について、教科書編纂に関する「拙者共意見」を開陳している。郷土地理教育との関連で注目されるのは、地理よりもむしろ实物のほうであり、「近易ナル諸物ヨリ漸次錯綜ナル諸物ニ及ブ」とペスタロッチ主義に基づく意見が示されている。これは、直接には教科書編纂に関する意見書の体裁をとっているが、伊沢らは、同時期に改正が進められていた教育令

(前節参照) や、その系列の中央教育法令の中に、実物を小学校の学科として盛り込もうとする意図を有していたとみられる⁴⁰⁾。

しかし、明治13（1880）年12月の改正教育令において、実物は小学校の学科とはならなかった（前節参照）。その一因として、「附属小学課程一覧表」にみられる実物が、一学科とするにはあまりに多くの内容を含んでいたことが挙げられよう。また、Object-Lessensの明治初期の訳語である「庶物指教」の意義が現場の教員に理解されず、明治10年代前半には行き詰まりをみせていました（倉沢 1965: 965-971），理由として挙げられるかもしれない。そして、改正教育令の公布を受けて、東京師範学校の「附属小学課程一覧表」は明治14（1881）年2月に改正される⁴¹⁾。そこでは実物が削除され、明治13（1880）年の「附属小学課程一覧表」にみられた「位置」は、学科としての「地理」に統合されている。その結果、地理は下等小学の第一年八級から上等小学の第七年四級まで6年半の間連続して履修することになり、このうち下等小学の第一年八級～第四年一級の4年間が郷土地理教育に充てられている。そして、そこには前述の「位置」の4年間の教授内容がそのまま充当されているのである。郷土地理教育は開発主義の中核部分として、新しいカリキュラムにそのまま受け継がれたとみることができよう⁴²⁾。そしてそれは、明治14（1881）年5月の「小学校教則綱領」のなかで、「学校近傍ノ地形」として部分的に受け継がれることになる（次節参照）。

（3）「小学校教則綱領」における「学校近傍ノ地形」

明治14（1881）年5月4日付文部省達第12号「小学校教則綱領」（内閣官報局 1976c: 814-818）の制定過程については、すでに稻垣（1995: 24-36）や水原（1997: 203-227）の考察がある。本稿の主題との関連では、東京師範学校長補の高嶺秀夫が、明治13（1880）年3月10日付で文部省教則取調掛兼務を命ぜられたことが重要である。高嶺

は、東京師範学校附属小学校の教則改正に取り組む（前節参照）と同時に、中央教育法令の制定にも関与していたのである。ちなみに高嶺は、明治13（1880）年の時点でまだ27歳という若さであった（高嶺秀夫先生記念事業会 1921: 3-5）。

IV章(1)節で述べたように、小学校教則綱領は明治13（1880）年12月の改正教育令で公布が予告されていた。それは、改正教育令の枠内における、カリキュラムや学科の細目規定という性格を有していた。小学校は初等科（3年間）・中等科（3年間）・高等科（2年間）に区分されたが、改正教育令では「小学校ノ学期ハ三箇年以上八箇年以下タルヘク」（内閣官報局 1976a: 326）とされたため、義務教育期間は初等科の3年間ということになる。そして、学科としての「地理」は次のように規定されている。

地理ハ中等科ニ至テ之ヲ課シ先学校近傍ノ地形即生徒ノ親ク目擊シ得ル所ノ山谷河海等ヨリ説キ起シ漸ク地球ノ有様ヲ想像セシメ次ニ日本及世界地理ノ総論、五畿八道ノ地理、外国地理ノ大要ヲ授ケ高等科ニ至テハ地文ノ大要即地球、地皮、大気、水、陸、生物、物産等ノ事ヲ授ケシ凡地理ヲ授クルニハ地球儀及地図等ヲ備ヘンコトヲ要ス殊ニ地文ヲ授クルニハ務テ実地ニ就キ児童ノ觀察力ヲ養成スヘシ（内閣官報局 1976c: 816-817）

ここで注目すべきは、いうまでもなく「学校近傍ノ地形」である。ここに中央教育法令では初めて、郷土地理教育の規定が登場することになったのである。また、教授する空間的範囲を順次拡大して「外国地理ノ大要」に至るという、ペスタロッチ主義の思想も明確に認められる。さらに、「実地ニ就キ児童ノ觀察力ヲ養成スヘシ」として、野外觀察の重要性への言及がみられることも注目される。「学校近傍ノ地形」という文言は、すでに千田一十郎が明治10（1877）年の時点で用いていたが（Ⅲ章(3)節参照）、ここでの使用は直接的には、明治14（1881）年2月改正の東京師範学校「附属

小学課程一覧表」における、下等小学第三年三級の「学校近傍ノ位置」を引き継ぐものだろう（前節参照）。ここに、高嶺秀夫の関与を明確に認めることができる。しかし同時に、「位置」が「地形」へとシフトしている点に関しては、千田一十郎の場合と同じく、明治8（1875）年刊行の『教授真法』における、「沢池丘島ノ如キ地形ヲ教へ逐次周囲ノ田野道路等ニ及ホシ」（Ⅲ章(2)節参照）の影響も考えうる。何よりも、地形（自然環境）から説き始めて順次人文現象に及ぼすという思想⁴³⁾は、いわゆる「地誌学図式」を連想させるものであり、明治20（1887）年の「小学校教科用地理書編纂旨意書」（V章(2)節参照）における「地理書」の編纂規定（島津2004: 342-343）にもつながる考え方といえよう。

ただし、小学校教則綱領の地理カリキュラムは、明治14（1881）年の東京師範学校「附属小学課程一覧表」に比べて内容が削減されている。これは、改正教育令で地理と歴史が必修から外された（IV章(1)節参照）ことに対応して、地理が初等科から除外されたことによるものである。小学校教則綱領で別表として示された「課程ヲ設クルノ一例」では、地理は中等科第四年前期～第五年後期および高等科第七年前期に配分されている（内閣官報局1976c: 別表）。そして、前述の「附属小学課程一覧表」では下等小学第一年八級～第三年四級に配分された、「諸物ノ位置」から「学室外諸物ノ位置測定略図」に至る教授内容⁴⁴⁾が（前節参照）、「課程ヲ設クルノ一例」ではまったく抜け落ちているのである。この部分は、郷土地理教育のいわば予備段階ともいえるものであり、ペスタロッチ主義の日本の受容形態としての開発主義にとつては欠くことのできない部分である。この意味で、小学校教則綱領におけるペスタロッチ主義は、「附属小学課程一覧表」に比べて不完全なものに留まったといえよう。

多くの先行研究は、小学校教則綱領の「学校近傍ノ地形」という文言を、近代日本における郷土

地理教育の出発点として捉えている⁴⁵⁾。しかし、本稿のこれまでの論述から浮かび上がってくるのは、それとはかなり異なった歴史像である。「学校近傍ノ地形」の背後には、少なくとも明治4（1871）年8月の京都府「小学課業表」から、明治14（1881）年2月の東京師範学校「附属小学課程一覧表」に至るまでの、郷土地理教育における思想と実践の多層的な歴史的過程が存在する。「学校近傍ノ地形」は出発点というより、むしろこうした歴史的過程の一到達点とみるべきだろう。さて、小学校教則綱領の公布を受けて、東京師範学校附属小学校のカリキュラムは、明治16（1883）年8月に再び改正されることになる。これは、「小学校則綱領ニ準拠シテ全ク旧基ヲ改メシモノ」であり、明治15（1882）年3月に文部省に稟議し、すでに「仮行」されていたものである（文部省1966: 860-861）。この『東京師範学校附属小学校規則 明治十六年八月改正』の「授業ノ要旨」には、次のような説明がみられる。

地理ハ先ツ学校近傍ノ地形ヨリ説キ起シテ地理ノ有様ヲ会得セシメ次ニ總論ヲ授ケテ世界地理ノ概略ヲ知ラシメ然ル後本邦ノ地誌ニ入りテ地文上邦制上ノ地理ヲ学ハシメ更ニ外国地理ノ大要ニ及ホシ終ニ地文ノ大意ニ渉リテ地理ノ全体ヲ識得セシム（東京師範学校 1883: 22）

これは、前述の小学校教則綱領とほぼ同じ内容の文章である。その一方で野外観察については、「地文ハ児童ノ常ニ目撃スル事物ニ依リテ其理ヲ考究セシメ以テ觀察ノ力ヲ養成シ」（東京師範学校 1883: 22）として、やや詳しい説明がなされている。カリキュラム（学科課程表）については、小学校教則綱領の「課程ヲ設クルノ一例」とまったく同じであり、中等科第四年前学期～第五年後学期および高等科第七年前学期に地理が配分されている。ただし、東京師範学校附属小学校では独自に「教科用図書」が指定され、『東京府地誌略』が中等科第四年前学期、『輿地誌略』が第四年前・後学期、『日本地誌略』が第四年前・後学期・第五年

前学期,『暗射日本国全図』が第四年後学期,『万国地誌略』が第五年前・後学期,そして『地文学初步』が高等科第七年前学期に,それぞれ割り当てられている(東京師範学校 1883: 10-14)。

この明治16(1883)年8月改正の東京師範学校附属小学校カリキュラムは,小学校教則綱領の限的なペスタロッチ主義を受け継ぐものであり,明治13(1880)~14(1881)年の「附属小学課程一覧表」に比べて,いくつかの面で内容的な後退が指摘されている(中川 1978: 154-155; 稲垣 1995: 86-92; 水原 1997: 237-238)。しかし郷土地理教育との関連でいえば,前述の野外観察の相対的な強調は注目される点である。ここで言及すべきは,当時東京師範学校で教育実践に携わっていた若林虎三郎(東京師範学校助教諭)と白井毅(東京師範学校附属小学訓導)の共著『改正教授術』(仲ほか 1982: 93-180)である。東京師範学校のカリキュラム改正の直前にあたる,明治16(1883)年6月に全三巻が刊行されたこの書物は,開発主義の代表的著作として有名である(新井 1993: 107)。同書には,明治14(1881)年に東京師範学校長に就任した高嶺秀夫の序文が付され,また『高嶺秀夫先生伝』によれば,「両氏の此著は實に先生の伝授に由来せり」という(高嶺秀夫先生記念事業会 1921: 4, 101)。そこでは,小学校教則綱領におおむね準拠した学科区分に基づき,「自然ノ順序ニ従ヒテ諸心力ヲ開發スベシ」(仲ほか 1982: 98)という方針のもとに,各学科の教授法が説明されている。「地理課」は卷二で扱われ,「地理学ヲ授クルニハ先づ生徒ヲ囲繞スル諸物ニ就キテ之ヲ精確ニ觀察セシムルヲ以テ始ムベシ」として,觀察の重要性が強調される。同書によれば,地理學習では「精密ナル想像力」をもたない限り,直接経験の範囲外の地域を充分に理解することはできない。この想像力とは,「觀察セル諸事物ノ集合シテ成ルモノ」であり,従って精密な想像力は精密な觀察からしか生じえない。こうして,遠隔地を理解する想像力を養うためには,身近な地域の精

密な觀察が不可欠という論理が成り立つのである(仲ほか 1982: 131)。そして「教師ノ注意」として,「精密ナル地図」を用意する必要性が強調されるとともに,野外觀察(野外巡査)については以下のように記されている。

近傍ノ地景ヲ授クルニハ土曜日ノ午後或ハ日曜日ノ午前ニ生徒ヲ誘ヒテ小川ノ傍,池沼ノ岸丘陵ノ巔等ニ至リ実地ニ就キテ精密ニ問答スルコト最望マシキコトニシテ是ハ啻ニ地理学上緊要ナル智識ヲ与フルノミナラズ大ニ生徒ノ快樂ヲ提起スルニ足ルベシ(仲ほか 1982: 132)

この文章は,野外巡査の意義や楽しさを説いた最も初期のものとして知られているが⁴⁶⁾,同時にまた,「学校近傍ノ地形」や「觀察力ノ養成」という小学校教則綱領の規定に沿った内容でもあった。そして,かかる方法論的な野外巡査に対する東京師範学校附属小学校関係者のこだわりが,前述の『東京師範学校附属小学校規則 明治十六年八月改正』における,野外観察の相対的強調につながったといえよう。

興味深いのは,『改正教授術』の「地理課」のなかに,必ずしも小学校教則綱領の枠内には収まらない記述が含まれていることである。「順序及方法」と題する箇所は,「方位」や「距離」の教授法の説明に始まり,「教室」「学校」「遊歩場」を経て,「学校近傍ノ地景」の説明に至っている(仲ほか 1982: 132-142)⁴⁷⁾。このうち「学校近傍ノ地景」以外の部分は,明治14(1881)年2月の東京師範学校「附属小学課程一覧表」では下等小学第一年八級~第三年四級の「地理」に含まれていたが,前述のごとく小学校教則綱領では削除された,いわくつきの教授内容なのである。この,明治13(1880)年の「附属小学課程一覧表」では「位置」の主要部分を占めた教授内容が,『改正教授術』では復活しているのである。若林虎三郎の序文によれば,同書は明治15(1882)年7月の福島県伊達郡における教員講習の草稿をもとに書かれたものという(仲ほか 1982: 96-97)。小学校教則綱領の

公布後も、そこでは不充分な採用に留まった開発主義に執着する東京師範学校附属小学校関係者の思い入れの強さが、同書の内容からは伝わってくる⁴⁸⁾。そしてそれは、方法論的な郷土地理教育の予備段階として、本来欠かすことのできないものだったのである。

稲垣（1995: 105-106）は、『改正教授術』の開発主義に対する小学校教則綱領の法的優位性を強調する。しかし筆者は、こうした制度規定論的な見方に過度に与するより、ここではむしろ中川（1978: 172）のいう、「一片の法規の制定によって、教育の内容が反射的に変化するのでもない」点を重視したい。少なくとも明治前期においては、中央教育法令の規定と、府県あるいは師範学校の規定や教科書・教授法書の中身には、ある程度のズレが存在しうるのであり、ましてや中央教育法令と、本稿では検討の対象外である、授業現場での個々の教育実践とのズレは、けっして小さくないことが予想される。少なくとも、『改正教授術』の開発主義は部分的には明治20（1887）年の『日本地理小誌』に継承され、それはさらに明治24（1891）年の「小学校教則大綱」に引き継がれることになるのである（V章(1)・(2)節参照）。

V 「小学校令」期の郷土地理教育

(1) 「小学校ノ学科及其程度」における「郷土」

Ⅲ章とⅣ章では、明治4（1871）年から16（1883）年に至るまでの、ローカルな地理教育の思想・実践の多層的な系譜について述べてきた。しかし筆者は、Ⅱ章(2)節でも述べたように、それらの思想・実践に「郷土」の語が冠された事例をいまだ見出すことができていない。この言葉の歴史的使用が現時点で確認できるのは、本章で扱う「小学校令」期に入ってからということになる。

明治13（1880）年の改正教育令体制は、明治10年代後半における経済不況によって、内容の簡素化や削減へと方向転換を余儀なくされることになる。これは、大蔵卿松方正義が推進したいわゆる

「松方財政」に伴うデフレーションの進行が、教育費をはじめとする地方財政の窮乏化をもたらすことによって生じた（倉沢 1965: 227-264; 水原 1997: 238-239）。明治18（1885）年8月12日付第23号布告をもって教育令は再び改正され（内閣官報局 1977a: 49-52），「小学校及小学教場ハ児童ニ普通ノ教育ヲ施ス所トス」として、改正教育令の学科規定が全面的に削除されるに至った。義務教育期間は3年間と変わらず、「小学校及小学教場ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ府知事県令土地ノ情況ヲ量リテ之ヲ編制シ文部卿ノ認可ヲ経テ管内ニ施行スヘシ」として、自由教育令の府県裁量主義はここでも維持されている（IV章(1)節参照）。この「文部卿頒布スル所ノ綱領」とは、系列的には明治14（1881）年の小学校教則綱領の改定版になるはずだったが、その改定は教育令系列の法令下では結局実施されず、実質的には後述の小学校令のもとで「小学校ノ学科及其程度」として姿を現わすことになる。

ただし、教育令期の明治18（1885）年12月25日付で、文部省より府県宛に「尋常小学科課程表」と「高等小学科課程表」が通牒されている（倉沢 1975: 807-810; 水原 1997: 266-270）。これは小学校教則綱領と「小学校ノ学科及其程度」の間に位置する過渡的な小学校カリキュラムであり⁴⁹⁾、尋常小学科と高等小学科（いずれも修業年限4年間）が設けられた。地理は尋常小学科の第二年で「簡易ナル地理ノ総論」（週2時間）、第三年で「本邦地理ノ概略」（歴史と併せて週3時間、以下同じ）、高等小学科の第一年で「本邦地理及商工ニ関スル事柄」（週4時間）、第二年で「本邦ノ商工ニ関スル事柄及外国地理」（週4時間）、第三年で「外国ノ商工ニ関スル事柄」（週4時間）を、それぞれ履修することとされた。従ってこの段階で、地理の一部（尋常小学科第二年・第三年）は義務教育期間内での履修となり、地理は学制期の必修教科としての地位を一時的に取り戻すことになった。しかし郷土地理教育に関する規定は、逆に一時的に

姿を消す結果となっている。この「尋常小学科課程表」と「高等小学科課程表」は小学校条例取調委員が立案したものであり（倉沢 1975: 807），同委員に後述のごとく師範学校関係者が含まれていないことが，郷土地理教育の不在につながった可能性もある。

明治 18 (1885) 年の教育令再改正は，当時の文部官僚によって，実質的には小学校令を含めた新たな個別中央教育法令制定への準備段階としての位置づけがなされていた（倉沢 1965: 308-309; 水原 1997: 270-271）。明治 19 (1886) 年 4 月 9 日付勅令第 14 号として公布された「小学校令」は，内閣制発足後の初代文部大臣森 有礼が自ら起案したことが知られているが（倉沢 1965: 414-415），そこでは「小学校ノ学科及其程度ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル」とされ，また「小学校ノ教科書ハ文部大臣ノ検定シタルモノニ限ルヘシ」として，教科書検定制度の実施が明文化されている（内閣官報局 1977b: 90-91）。後者に関しては，同年 5 月 10 日付文部省令第 7 号をもって「教科用図書検定条例」が公布されている（内閣官報局 1977c: 255-260）。そして前者に関しては，同年 5 月 25 日付文部省令第 8 号をもって，「小学校ノ学科及其程度」が公布された（内閣官報局 1977c: 315-318）。そこでは尋常小学校・高等小学校（いずれも修業年限 4 年間）の区別が設けられ，地理は「高等小学校ノ学科」に含められた。先の小学校令では，「父母後見人等ハ其学齢児童ノ尋常小学科ヲ卒ラサル間ハ就学セシムヘシ」（内閣官報局 1977b: 90）と規定され，従って地理は再び必修ではなくなくなったことになる。週当たりの時間数は，地理は歴史や理科と同じく 4 時間とされ，その「学科ノ程度」は次のように規定されている。

地理ハ学校近傍ノ地形其郷土郡区府県本邦地理 地球ノ形状昼夜四季ノ原由大洋大洲ノ名目等及 外国地理ノ概略（内閣官報局 1977c: 317）

ここに筆者は，明治 3 (1870) 年の中村正直による使用（II 章(2)節参照）に続いて，二つ目の「郷土」

の使用例を見出したことになる。ここでの「郷土」は，「学校近傍」や「郡区」とはスケールの点で区別されて用いられている。後者の「郡区」とは，明治 11 (1878) 年 7 月 22 日付第 17 号布告「郡区町村編制法」に基づく「郡」，および「三府五港其他人民輻湊ノ地」としての「区」に相当すると考えられる（内閣官報局 1975b: 11）。従って，ここでの「郷土」とは，「学校近傍」よりは広域かつ「郡区」よりは狭域の，町村スケールあるいは郷庄スケールの空間的範域を指すものと解釈される。こうしたローカルな範域に，再び「郷土」の語が付与され，またその付与は，今度は地理教育という文脈のもとでなされることになったのである。なお，「学校近傍ノ地形」から町村あるいは郷庄スケールの「郷土」に進み，その後により広域の「郡区」や「府県」に教授内容を拡大するという方法は，小学校教則綱領のペスタロッチ主義を継承するものである。しかし野外観察に関する規定は姿を消しており，『改正教授術』の開発主義的観点からみると（IV 章(3)節参照），「小学校ノ学科及其程度」の規定は小学校教則綱領のそれに比べて，さらに後退しているといわざるをえない⁵⁰⁾。

では，こうしたローカルな範域にまつわる地理教育の規定と「郷土」の語の接合は，いかなる背景のもとに生じたのか。この「小学校ノ学科及其程度」の公布に先立って，明治 18 (1885) 年 7 月 25 日付で小学校条例取調委員が任命されており，「小学校ノ学科及其程度」の立案にも関与したと考えられる（倉沢 1965: 411-412）。メンバーはいずれも文部官僚であり，久保田譲（文部権大書記官），手島精一（文部少書記官），野村 綱（文部権少書記官），中川 元（文部権少書記官），西村 貞（文部省御用掛），山田行元（文部一等属），大窪 実（文部一等属）の 7 名であるが⁵¹⁾，彼らと「郷土」概念との直接的な関わりは現時点では不明である。むしろ筆者が注目したいのは，明治 20 (1887) 年 8 月に刊行された『日本地理小誌』（海後 1965: 55-80）である。これは那珂通世と秋山四郎の共著

であり、表紙に「文部省検定済」と記された高等小学校向けの教科書である。同書巻頭の「日本地理小誌例言」は、末尾に「明治二十年一月 編者誌」と記された序文であるが、そこには「此書を用ふる前に学校近傍の地形其郷土郡区等を教へ、管内地理の概略を領解せしむべし」と、「小学校ノ学科及其程度」の文言がいち早く取り入れられている。そして、続いて次のような説明がみられる。

郷土の地形は、地理学教授上最良の標本といふべし。田間の溝澗は滔々たる江河を表すべく、路傍の丘阜は峠々たる山嶽を表すべく、池沼は湖海を表し、園樹は山林を表すべし。教師たる者、是等の実物に就き児童の觀察力を養ひ、地理学上の事物に親接せしむる時は、遠隔なる物体とても、これを想像して確実に理会せしむることを得べし。故に郷土の地理は、児童に目前有用の智識を得しむるのみならず、又一般の地理を教ふるに欠くべからざる準備なり（海後 1965: 57）

ここでの野外観察の強調は、『改正教授術』の開発主義に基づく方法論的な郷土地理教育の思想（IV章(3)節参照）を部分的に継承し、「小学校ノ学科及其程度」の規定を超えた内容になっている点で興味深いものである。著者がいずれも師範学校の関係者であったことも⁵²⁾、開発主義的内容との整合性を感じさせる事実である（IV章(3)節参照）。しかし、それよりもここで注目すべきは、「郷土の地形」や「郷土の地理」という文言がみされることである。この場合、「郷土」は前述の「其郷土」とは違って、「学校近傍」をも含むものとして捉えられている点も重要である（次節参照）。じつは、那珂通世は中村正直と交友があり、中村は那珂通世の漢文体の著書『支那通史』の序文を撰している。さらにいえば、那珂が明治12（1879）年11月に訓導兼幹事として東京女子師範学校に赴任したのは、同校摂理の中村正直のもとで校務を処理すべく嘱望されてのことであった（三宅 1915: 17, 25-26）。明治前期における「郷土」の数少ない使用者

たちは、いずれも漢学に造詣が深い明治の知識人として交友関係があり、しかも同時期に東京女子師範学校に勤務していたのである。先行研究では、明治前期の漢学を「官僚の技能」として捉える見方も呈示されている（長 2001: 83）。「小学校ノ学科及其程度」の立案者たる文部官僚たちは、高尚性を要求される法令文の制定に際して、中村や那珂と同様に漢学の素養を駆使しつつ、「郡区」よりは狭い範域として心的に立ち上げられた〈ふるさと〉に対し、「郷土」という高尚な漢語を当てはめたのではないだろうか。ローカルな地理的知識を教え込む思想・実践と、「郷土」との偶有的接合（contingent articulation）は、こうした明治前期の知識階級をめぐる知的状況のなかで生じたのではないか。『郷土』の来歴の探究は、ウエスタンインパクトのみならず、漢学を媒介とした近世的知識との連続性をも視野に入れる必要がある。

さて、前述の教科用図書検定条例や「小学校ノ学科及其程度」の規定を受けるかたちで、明治20（1887）年9月に文部省より「小学校教科用地理書編纂旨意書」⁵³⁾が出されることになった。これは、「地理初步」「本邦地理書」「外国地理書」という、三種の教科書の原稿を公募しようとするものだった。この旨意書審査委員には、明治20（1887）年6月4日付で小藤文次郎（理科大学教授）、岡五郎（高等師範学校助教諭）、肝付兼行（海軍大佐）、河田黒（内務属）が文部省より任命されている⁵⁴⁾。郷土地理教育に関わる「府県地誌」については、「各府県ニテ已ニ編纂シタル地誌、若クハ後來編纂スル地誌ヲ用フヘキニ由リ、其記載スヘキ事項等ハ此編纂旨意書ニ掲載セス」とある。これは、明治8（1875）年前後からすでに行われてきたことであり（III章(2)節参照），その方式を改めて追認したものといえる。注目されるのは、「地理初步」についての以下の記述である。

地理初步ニ於テハ、学校近傍ノ地形ニ就キテ、実地ニ之ヲ教授スルモノ、如ク想像シ、生徒ニ最モ親近ナルモノヨリ始メ、能ク其順序ヲ正

シ、関係ヲ明ニシテ地理学上普通ノ用語ヲ記載
スヘシ

ここには、「学校近傍ノ地形」が小学校教則綱領（IV章(3)節参照）より連綿と受け継がれているのをみることができる。しかし、それを野外観察ではなく教科書を用いて教授しようとする思想は、開発主義とは異なった行き方である。そもそも「学校近傍ノ地形」は学校ごとに異なるはずであり、それを教科書のなかでいかに一般化して記述しうるのか、その道筋は示されていない。「地理初歩」を含めた三種の教科書の応募原稿審査委員には、明治21（1888）年6月14日付で、前記の旨意書審査委員4名とともに伊沢修二（文部省編輯局長）が任命されている⁵⁵⁾。しかし、これらの教科書は結局出版されずに終ったのである（教育史編纂会 1938b: 721）。

（2）「小学校教則大綱」における「郷土」と開発主義

明治21（1888）年に市制・町村制が公布され、翌明治22（1889）年に大日本帝国憲法が発布されることにより、明治19（1886）年の小学校令（前節参照）が前提としていた諸制度は大きく変化することになった。また、翌明治23（1890）年10月31日付文部省訓令第8号をもって下された「勅語」（内閣官報局 1978b: 458-459）に象徴されるように、この時期には国家主義的教育政策が以前にもまして進行しつつあった。こうした情況のもとで、小学校令は明治23（1890）年10月6日付勅令第215号をもって新たに公布されるに至った（内閣官報局 1978a: 435-451）。そこでは、修業年限が尋常小学校で3～4年、高等小学校で2～4年とされ、尋常小学校の最低修業年限2年間が義務教育とされた。尋常小学校の教科目としては、「土地ノ情況ニ依リ…日本地理日本歴史図画唱歌手工ノ一科目若クハ数科目」を加えることができるとき、高等小学校の教科目としては、「修身読書作文習字算術日本地理日本歴史外国地理理科図画体操…」と規定された。ただし外国地理は、「土

地ノ情況ニ依リ」欠くことができるとされていた。従って、地理関連の教科目は明治19（1886）年の小学校令と同様に必修でなかったことになる。なお、週当たりの教授時間については、翌明治24（1891）年11月17日付文部省令第13号「小学校ノ毎週教授時間ノ制限」の公布（内閣官報局 1979: 356）に伴い、普通学務局長より「小学校各教科目毎週教授時間配当一例」が府県知事に通牒された。そのなかで、日本地理と世界地理はいずれも男子4時間・女子3時間とされている（教育史編纂会 1938b: 115-118）。

明治23（1890）年の小学校令の時点では、郷土地理教育についての規定はみられない（内閣官報局 1978a: 435-451）。しかし、翌明治24（1891）年4月8日付文部省令第2号「小学校設備準則」では、「常例」として備えるべき校具のなかに、尋常小学校では「学校所在府県ノ地図、日本地図、地球儀」が、高等小学校では「学校所在府県ノ地図、日本地図、万国地図、地球儀」が、それぞれ含まれている（内閣官報局 1979: 22-24）。これは、いずれの小学校においても、「学校所在府県ノ地図」を用いた郷土地理教育の実践が想定されていたことを示すものとも考えられる⁵⁶⁾。そして同年11月17日付文部省令第11号をもって、「小学校教則大綱」が公布されることになる（内閣官報局 1979: 345-353）。これは、明治23（1890）年の小学校令における「小学校教則ノ大綱ハ文部大臣之ヲ定ム」という規定を受けたものであり、そこでは「府県知事ハ小学校教則ノ大綱ニ基キ其府県ノ小学校教則ヲ定メ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ」とされていた（内閣官報局 1978a: 437）。この小学校教則大綱の第六条には、「日本地理及外国地理ハ…人民ノ生活ニ關スル重要ナル事項ヲ理会セシメ兼ネテ愛國ノ精神ヲ養フヲ以テ要旨トス」と国家主義的な規定が登場するが（内閣官報局 1979: 348），この点をあげつらうのが本稿の目的ではない⁵⁷⁾。むしろ重視すべきは、次の内容規定である。

尋常小学校ノ教科ニ日本地理ヲ加フルトキハ郷

土ノ地形方位等児童ノ日常目撃セル事物ニ就キテ端緒ヲ開キ漸ク進ミテ本邦ノ地形、気候、著名ノ都会、人民ノ生業等ノ概略ヲ授ケ更ニ地球ノ形状、水陸ノ別其他重要ニシテ児童ノ理会シ易キ事項ヲ知ラシムヘシ… 地理ヲ授クルニハ実地ノ観察ニ基キ又地球儀地図写真等ヲ示シ児童ノ熟知セル事物ニ依リ比較類推セシメテ確實ナル知識ヲ得シメ又常ニ歴史上ノ事実ニ連絡セシメンコトヲ要ス（内閣官報局 1979: 348）

ここには、「小学校ノ学科及其程度」に統いて、「郷土」の語を用いた地理教育の規定がみられる。そして、従来の「学校近傍ノ地形」という表現が、ここでは「郷土ノ地形方位等」という表現に置き換えられている。重要なのは、こうして中央教育法令に再登場した「郷土」概念が、「小学校ノ学科及其程度」とは異なり、「学校近傍」の範域まで含んでいるとみなされる点である。なぜならこの規定には、「日常目撃セル事物」「実地ノ観察」「児童ノ熟知セル事物ニ依リ比較類推セシメ」といった文言に象徴されるように、『改正教授術』の開発主義が、『日本地理小誌』（前節参照）を経由するかたちで部分的に導入されているからである⁵⁸⁾。こうした、児童にとって身近な事物や範域の重視は、「郷土」から「学校近傍」が排除されたというより、むしろ後者が前者に取り込まれていることを示すものといえる。そして、こうした郷土概念の拡張は、やはり『日本地理小誌』における用法を引き継ぐものといえるのである（前節参照）。

郷土の語は、日本歴史の規定にも見出される。そこでは、「尋常小学校ノ教科ニ日本歴史ヲ加フルトキハ郷土ニ関スル史談ヨリ始メ」とある。また理科でも、郷土の語こそ用いられないものの、「最初ハ主トシテ学校所在ノ地方ニ於ケル植物動物鉱物及自然ノ現象ニ就キテ児童ノ目撃シ得ル事実ヲ授ケ」として、開発主義に基づく規定が姿を現している。

こうした開発主義の導入は、高嶺秀夫が小学校教則大綱の立案に関わったことが大きく関係して

いると考えられる。当時高等師範学校教授であった高嶺は、明治24（1891）年1月14日付で、村岡範為馳（女子高等師範学校教授）、野尻精一（高等師範学校教授）、篠田利英（女子高等師範学校教授）とともに文部省より新法令施行方案審査委員を命じられている⁵⁹⁾。この「新法令」とは、明治23（1890）年の小学校令に付帯する諸法令を指し、前述の小学校設備準則や小学校教則大綱、「小学校ノ毎週教授時間ノ制限」など、多くの法令が含まれていた。これらのメンバーが、小学校教則大綱の立案にも関わったことは確実である（倉沢1965: 562-569; 稲垣1995: 150-151）。明治10年代前半に端を発する、東京師範学校附属小学校における開発主義の思想と実践は、小学校教則大綱の段階で、中央教育法令のなかに限定的であるが一応の結実をみたといいう。ここに筆者は、明治13（1880）年制定の東京師範学校「附属小学課程一覧表」におけるローカルな地理教育の思想と実践が、『改正教授術』や『日本地理小誌』を経て、小学校教則大綱に部分的に受け継がれた過程のあらましを再構成したと考える。そして、その過程とは、遅くとも明治19（1886）年の「小学校ノ学科及其程度」で登場し、『日本地理小誌』で「学校近傍」をも含み込むとみなされた、「郷土」概念との偶有的接合を伴うものだったのである。

小学校教則大綱の公布以降、府県地誌は再び多く刊行されるようになり、明治30（1897）年までにはすべての府県で刊行されるに至っている（海後1969: 412-413）。規工川（1986: 10-11）はこの時期を、明治10年代前半に次ぐ府県地誌刊行の「第二のピーク」としている。そして筆者は現時点では、「郷土」の語を冠する書物の刊行がこの時期に始められたと考えている。筆者が見出したところによれば、明治25（1892）年から、「郷土史談」「郷土史」「郷土地理」「郷土地誌」といった文言を書名に含む書物の刊行が始まっている⁶⁰⁾。その最も初期の例は、明治25（1892）年5月刊行の『郷土史談 小学阿波国史』であり（広島1892）⁶¹⁾、

次いで同年11月刊行の『東京府郷土史談』が挙げられる(岡本1892)。これらはいずれも、小学校教則大綱における日本歴史の「郷土ニ関スル史談」の規定に基づいて編纂されたものである。日本地理では、明治26(1893)年8月刊行の『東京府郷土誌』(海後1965:307-324)や、同年刊行の『島根県小学用郷土地理』が初期の例である⁶²⁾。また、近年盛んになりつつある地理唱歌研究によれば、小学校教則大綱の公布前後より、ローカルな範域の地理的知識を歌詞化した唱歌がつくられはじめしており、それらのなかにはタイトルに「郷土」の語が付されたものもみられる(坂本1992; 嶋田1994; 山口2003)。小学校教則大綱は、ローカルな地理的知識にまつわる初等教育の思想と実践に向けて、「郷土」概念の積極的な動員に際して、大きな役割を果したといえるだろう。

VI おわりに

本稿では、後世になって「郷土地理教育」と呼ばれるようになる、ローカルな範域の地理的知識を子どもに教え込む初等教育の思想・実践の歴史的展開に焦点を当ててきた。具体的には、「郷土地理教育」という概念を、ローカルな地理的知識の教育にまつわる思想・実践の、時代を超えた部分的な連続性を表現するものとして分析的に用いつつ、近世後期から明治24(1891)年の「小学校教則大綱」公布前後に至るまでの、郷土地理教育の思想と実践の展開について論じてきた。その際、かかる思想・実践が、近世と近代の間でいかなる連続性・非連続性を有してきたか、また、その間に「郷土」の語といかなるかたちで接合されてきたかに注意を払った。これまでの論述内容は、おおむね次のようにまとめられよう。

ローカルな地理的知識を教え込む初等教育の思想と実践は、近世後期から明治前期にかけて、ある種の連続性をもって展開していたと考えられる。そこでは、読書や習字の練習手段として、多様な地理科往来が用いられた。すなわち、この段

階での郷土地理教育は、読書や習字の上達のための方法として位置づけられていたが、同時に、ローカルな地理的知識学習の必要性を満たすという点において、目的としての側面も有していた。その一方で、かかる思想・実践のなかで「郷土」の語が用いられた形跡は、現時点では見出すことができなかった。一方で筆者は、“*Self-help*”の訳書『西国立志編』のなかで、漢学者・洋学者の中村正直が意訳のため「郷土」という漢語を明治3(1870)年に用いたことを示した。そこでは、西欧語の翻訳という近代のウエスタンインパクトの一現場において、高尚性を帯びた前近代の漢学知識が動員されるという逆説の存在が想定された。

明治5(1872)年の「学制」系列の教育法令は、日本における最初の近代中央教育法令としてあつたが、そこに郷土地理教育の規定はなく、近世後期から明治前期にかけての、ローカルな範域における郷土地理教育の伝統とは非連続性がみられた。しかし一方で、京都府や石川県をはじめ、一部の先進的な府県の小学校カリキュラムのなかには、学制系列の中央教育法令の非拘束性という法的環境にも支えられて、近世後期の伝統と連続性をもつ郷土地理教育が取り入れられていた。さらに、伊沢修二校長のもとで制定された官立愛知師範学校の「小学教則書」では、ペスタロッチの直観教育思潮に基づく方法論的な郷土地理教育の思想と実践が、すでに附属小学校カリキュラムに導入されていた。また、官立大阪師範学校附属小学校でも同様のことが行われていた。こうした官立師範学校系列の郷土地理教育は、目的としての側面においては、近世後期以来の伝統と連続性を有している。しかし方法としての側面においては、子どもの発達段階に応じた直観教育の一方法と位置づけられる点で、従来の伝統との非連続性が認められる。また、明治8(1875)年に伊沢が翻訳集成した『教授真法』は、その後の「学校近傍ノ地形」というキーワードの一源泉ともみられる内容が含まれていた。

学制期の後半になると、文部官僚や現場の教員から、中央教育法令のカリキュラムにおける地理教育の画一性への批判や、郷土地理教育の擁護論が沸き起りはじめた。これを受け、明治12（1879）年以降の「教育令」期には、中央教育法令レヴェルでの郷土地理教育の明文化に向けた動きがみられるようになる。米国留学から帰国した伊沢修二と高嶺秀夫は、ペスタロッチ主義の日本の受容形態としての「開発主義」を、東京師範学校附属小学校を実験室として積極的に推し進めた。明治13（1880）年改正のカリキュラムでは、ジョホノットの郡村学校カリキュラムに範をとった学科「实物」が導入され、その一科目としての「位置」において、方法論的な郷土地理教育の展開が構想された。位置は翌年改正のカリキュラムでは、改正教育令の教科名称にあわせるかたちで「地理」に統合され、高嶺秀夫が策定に関与した明治14（1881）年の「小学校教則綱領」では、その内容が部分的に引き継がれた。そこでは「学校近傍ノ地形」として郷土地理教育の規定が初めて中央教育法令に登場したが、改正教育令における地理の内容削減も影響して、郷土地理教育の開発主義的色彩は薄められるに至った。これは、明治16（1883）年改正の東京師範学校附属小学校カリキュラムにも引き継がれたが、そこでの野外観察の相対的な強調は、同年刊行の『改正教授術』における開発主義的な郷土地理教育の全面的擁護に関連するものといえた。同書は、小学校教則綱領の枠内には必ずしも收まらない内容を含んでおり、中央教育法令と教授法書との内容のズレを体現する書物でもあった。

明治19（1886）年以降の「小学校令」期になると、中央教育法令や教科書の記述において、ローカル地理教育の内容規定と「郷土」の語との接合がみられるようになる。その端緒は同年公布の「小学校ノ学科及其程度」と考えられ、そこでは町村あるいは郷庄スケールの空間的範域が「郷土」とされた。この接合の背景には、法令立案者たる

官僚集団の漢学の素養が、法令文の策定における高尚性への志向と結びついた可能性を想定しうる。しかし、立案者集団における師範学校関係者の不在は、中央教育法令における開発主義的な郷土地理教育規定のさらなる後退を招く結果となつた。この傾向は明治20（1887）年の「小学校教科用地理書編纂旨意書」にもみられたが、一方で同年刊行の『日本地理小誌』では、中央教育法令の規定を超えた開発主義的郷土地理教育への志向が部分的にみられ、かつ「郷土」の語が「学校近傍」をも含み込むかたちで拡張して用いられた。同書は師範学校関係者（那珂通世・秋山四郎）の著作であり、そこにみられる郷土地理教育の思想と実践は、明治24（1891）年の「小学校教則大綱」における「郷土ノ地形方位等」という文言に受け継がれてゆく。この中央教育法令は、再び高嶺秀夫が策定に関与したものであり、日本歴史や理科の規定にも開発主義に基づく郷土地理教育的な内容が盛り込まれた。小学校教則大綱は明治25（1892）年以降、郷土の語を冠した教科書類の刊行を促し、郷土概念を動員した地理教育の展開に際して大きな役割を果したと考えられる。

さて、ローカルな範域の地理的知識にまつわる初等教育の思想・実践は、平成10（1998）年改訂の小学校学習指導要領においてもなお、社会科の第3・第4学年に配当される、いわゆる「地域学習」の項目として生き残っている。そこでは、「身近な地域」から市町村スケールを経て都道府県スケールへ至る、発達段階を考慮した内容編成がなされている。さらにいえば、この「地域学習」は、小学校第3学年から始まる社会科の最初の項目として位置づけられ、ここにもペスタロッチ主義の思想を見出すことができる。いわゆる「調べ学習」や「環境学習」など、郷土地理教育に対する現代風の味付けは随所になされている（文部省 1999: 147-150）。しかし筆者は、明治前期の郷土地理教育と現代の地域学習の間にみられる、基本的な思想の共通性にむしろ驚かざるをえない。さらにい

えば、こうした郷土地理教育がそれ自体としてはすでに近世後期から実践され、様々な変転を経験しつつも現代に至るまで連綿と受け継がれていることに、深い感慨を抱かざるをえないものである。

本稿で扱った、近世後期から明治前期にかけての時代は、従来の郷土教育研究においては、おおむね「前史」として相対的に軽く扱われてきた（I章参照）。しかし、ある立場からは「前史」にすぎない事象でも、立場を変えるとそれはむしろ「本史」として立ちあらわれてくる。そこには、むろん語り手の立場性や志向性が投影されるのであって、ここでいう「本史」に、筆者はけっして「正史」という意味を含ませるつもりはない。

それのみならず、本稿で論述してきた「本史」には、筆者の立場性や志向性にはけっして還元されえない、いくつかの問題点が含まれている。その一つは、I章やIV章(3)節でも触れたところの、現場における個々の教育実践の検討の欠如である。IV章(2)節でも触れたように、いわゆる「庶物指教」の実践が明治10年代前半に行き詰まりを見せていたことは夙に指摘されるところであり、棚橋（1902: 312-314）に至っては、明治前期の郷土地理教育の実践それ自体を「空しく失敗の歴史を留めたり」と厳しく総括する始末である。法令や教科書・教授法書の文言と、現場での個々の教育実践との異同の検討は、残された課題のなかでも大きな位置を占めるものといえよう。

[注]

- 1) 筆者も以前に、昭和初期の郷土教育について論じたことがある（島津 1998, 2003）。
- 2) 本稿はいわば、「郷土」研究会（2003）に対する筆者なりの（遅すぎる）追加寄稿というべきものもある。このあたりの事情については、大城（2003: 271）を参照のこと。
- 3) 郷土教育の系譜を明治前期にまで遡って検討した先行研究として、海後ほか（1932: 1-13）、伏見（1935: 87-99）、三宅（1978: 45-46）、平山（1981: 33-38）、寺本（1985: 118-121）、内川（1991: 54-57）、熊倉（1991: 68-70、1992: 45-51）、大野（1995a: 5, 1995b: 47-50）、関戸（2002: 132-138）、外池（2004: 32-34）などが挙げられる。
- 4) ここでいう「郷土地理教育」とは、明治前期の時点で使用されていた歴史的概念というより、むしろ後世の研究者や実践家が用いた言葉である。本稿ではこれを、近世後期から明治前期にかけて（もちろんそれ以後も含めて）展開した、ローカルな範域の地理的知識を子どもに教え込む初等教育の思想・実践を指す分析概念として用いたい。このような、後世の概念の時代を遡っての適用は、思想や実践の時代による差異に敏感な立場からすれば、批判の対象になるだろう。しかし本稿は、ローカルな地理的知識の教育にまつわる思想・実践が、近世後期から現代に至るまで、部分的には連続性を保ちつつ展開してきたという立場をとる。郷土地理教育という言葉の一貫した使用は、この立場性の表明でもある。

二つめの問題点は、「郷土」の明治前期における使用例の検討数の少なさである。いま、有力なインターネット検索エンジン“Google”を用いて「郷土」の語を試みに検索すると、検索結果は約194万件となる。現在ではこれほど日常化している「郷土」であるが、本稿で検討した明治24（1891）年までの「郷土」の使用例はわずか4つ（『西国立志編』、「小学校ノ学科及其程度」、「日本地理小誌」、「小学校教則大綱」）にすぎない。それ以外にも使用例はあるはずであり、とくに明治19（1886）年の「小学校ノ学科及其程度」に先立つ使用例の探索および検討は不可欠である。その結果の如何によっては、上述の論旨に修正を加える必要も出てくるだろう。

三つ目の問題点として挙げられるのは、府県以下のローカルなスケールにおける検討の不足である。本稿は、あくまでマクロな国家レベルにおける、郷土地理教育の思想・実践の歴史的展開についての大まかな見通しを述べたものにすぎない。上記二つの問題点とも関連するが、府県以下のローカルなスケールでの思想・実践と、中央教育法令や教科書類や官立師範学校のそれらとの間には、様々な点で差異やズレがみられることが予想される。上述の論旨は、個別府県やローカルな範域における郷土地理教育の展開に焦点を当てたミクロレベルでの実証的分析によって、今後ぜひとも補正される必要があるだろう。

- 5) 先行研究としては、入沢・山崎（1924: 59-66）、菊地（1960: 193-195）、田中（1966, 1968: 10-13, 1978: 16-20）、矢ヶ崎（1968）、海後（1969: 397-412）、中川（1971: 5-7, 1-3, 1978: 77-79, 93-101, 105-106, 135-160, 177-181）、土田（1978: 43-45）、佐藤（1983: 670-680）、規工川（1986）、平岡（1988）などがある。
- 6) こうした見解は、山本（1958: 23）、倉沢（1963: 903）、石山（1970: 21）、辻田（1971: 271）などにもみられる。また仲（1954: 84, 112）は、明治期における地理教科書の刊行点数が、歴史と比べて際立って多いことを指摘している。
- 7) 例として、関戸（2002: 136-137, 2003: 5）、関戸ほか（2003: iii）、加藤（2003: 27）、外池（2004: 34）などがある。
- 8) 例として、矢ヶ崎（1968: 41）、中川（1978: 171, 178）、佐藤（1983: 676）、平岡（1988: 8）、熊倉（1992: 46）、大野（1995b: 47）などが挙げられる。なかでも大野（1995b: 47）は、「『郷土』という言葉が日本の教育制度に登場するのには明治一九年の小学校令が最初である」と述べる。しかし、少なくとも「小学校令」というのは厳密ではなく、郷土の語がみられるのは明治19（1886）年的小学校令に付帯する「小学校ノ学科及其程度」である（V章(1)節参照）。
- 9) 例として、菊地（1960: 184, 193）、田中（1966: 4-5, 1968: 11, 1978: 17-19）、矢ヶ崎（1968: 39）、土田（1978: 44）、寺本（1985: 118）、規工川（1986: 11）、平岡（1988: 7-8）、内川（1991: 54-56）、熊倉（1991: 68）などが挙げられる。
- 10) 荒川（1997: 8, 19-22, 232-233）は、「半島」や「山脈」という、あたかも西欧の近代地理学の影響を受けて明治期に成立したかにみえる地理学用語が、じつは近世日本の蘭学の伝統のなかにすでに存在していたことを指摘する。このような、近世と近代の連続性にも注意を払う視点は、明治前期の多様な地理思想・実践を扱う際にはぜひとも必要となるだろう。島津（2004）や本稿は、こうした試みの例もある。
- 11) ここで筆者は、カルチュラルスタディーズの論客であるスチュアート・ホール（Stuart Hall）の「接合（articulation）」概念を意識している。彼によれば、接合とは「ある諸条件のもとで、二つの異なった要素を一体化しうる結合の形式」であり、「それは、すべての時代において、必然的、決定的、絶対的、かつ本質的では必ずしもない結びつきである」という（Grossberg ed. 1986: 53）。いわば本稿は、「郷土」概念と、おおむね国（旧国）や府県以下のローカルな範域を扱う地理教育の思想・実践とが、いかなる諸条件のもとで接合するに至ったかを問うものともいえよう。
- 12) 代表的なものとして、石川（1967, 1988）が挙げられる。また門林（1973）は、地理教育史研究の立場から近世の地理科往来を扱った数少ない研究の一つとして貴重である。
- 13) 門林（1973: 84）は、分野別にみた近世往来物の新刊点数の一覧表を作成している。これによると、地理科往来の新刊点数は394点で最も多く、歴史科往来の150点を大きく引き離している。
- 14) 小泉吉永氏の「往来物データベース」(http://www.bekkoame.ne.jp/ha/a_r/indexB.htm)は、『往来物解題辞典』(小泉 2001)所収のデータに、同書刊行後の補訂データを加えたものであり、全文検索が可能な優れたデータベースである。
- 15) 本多応之助は倭文庄内の油木北村に生まれ、幕末期に黒住教の布教師として活動し、鶴田藩における農民闘争である「鶴田騒動」に関与した人物である。本多に関する先行研究としては、ひろた（1974）、横山（2005）などがある。
- 16) 山口小五郎は、他にも次のような書物を著している（いずれも筆者未見）。『紀州那賀郡村名習字本』(明治11(1878)年)、『紀州那賀伊都村名字解』(明治11(1878)年)、『弘法大師一代記』(明治14(1881)年)、『高野山道しるべ』(明治25(1892)年)。これらは、総合目録ネットワークシステム (<http://unicanet.ndl.go.jp/psrch/redirect.jsp?type=psrch>)、および和歌山地域コンソーシアム図書館 (<http://www.lib.wakayama-u.ac.jp/renkei/con.html>)により検索した。
- 17) 『金沢名数』は、『往来物解題辞典』(小泉 2001)や『往来物データベース』(注14)参照)に収録されていない。
- 18) 三浦（1998: 270-271）は、明治知識人のこうした性向を「漢文の潜在力」という表現を用いて論じている。
- 19) 『西国立志編 稿本八』(静嘉堂文庫所蔵 [105-23])、1丁裏-2丁表。
- 20) 明治6(1873)年4月29日付文部省第58号により、「地理之部」の教科書として新たに8冊が追加された（内閣官報局 1975a: 1515-1517）。しかしこれらも、郷土地理教育に関係するものとは考えられない。こうした「小学教則」系列の地理教科書については、倉沢（1963: 790-793）、海後（1969: 383-387）、中川（1978: 37-51）に詳しい。
- 21) 倉沢（1963: 98, 1970: 139-140, 1973: 705）は、この「小学課業表」を明治3(1870)年11月のものとしている。しかし、そこで典拠とされた「府県史料」の当該部分には、「本府始メテ小学課業表ヲ撰定シ管内ニ刊行ス 表ニ曰ク 原注 辛未八月施行」と記されている（佐藤 1986: 58）。
- 22) これらは、国尽型（石川 1967: 16）あるいは地名学習型（門林 1973: 86）の地理科往来の系譜を引くものとみなされる。『小学下等第三級 習字帖 京都町名之部』の書家平井義直や、『学校必用 京都府管轄内地理問答』の著者家原政紀は、総合目録ネットワークシステム (注16) 参照)で検索すると、どちらも多くの書物を著していることがわかる。
- 23) 明治6(1873)年3月制定の「愛知県義校學課表」(無等・第五等~第一等)では、第五等の習字に「県下区名」、第四等の習字に「町名録」が、それぞれ含まれている。「額田県小学課業表」でも、第四等に「管下国郡村名附」が含まれられている。これらは、やはり京都府の「小学課業表」の影響を受けているとみられる。なお、明治4(1871)年7月のものとされる「名古屋県小学校規則」では、修身・国体・地理・窮理・歴史・数・書の7教科が設けられ、地理の最初の項目として「名古屋管内地図」が挙げられている。これは京都府「小学課業表」の系統とは異なり、その意味でも注目すべきものである（愛知県教育委員会 1973: 70-72, 97-99, 296-298, 1989: 60-62）。
- 24) 『往来物大系 第56巻』(石川 1993b)に収録されているのは、明治7(1874)年3月の再刊版である。明治6(1873)年の

初版は、東京学芸大学附属図書館望月文庫往来物目録・画像データベース (<http://library.u-gakugei.ac.jp/lbhome/mochi/mochi.html>) で閲覧可能である。

- 25) 園部 (1968: 38) は、「金沢名数は明治の初期に於いて、金沢で発行された最初の流し込金属活字による刊本として、その意義は深く、印刷史上、新に注目に値するものと謂はなければならない」と述べている。
- 26) この地誌三部作は、明治13 (1880) 年4月30日公布の「石川県尋常小学教則」(第五級～第一級を各学年とする)において、第四級後期の「地理」の教科書として指定されている(石川県教育史編さん委員会 1974: 918-923)。ちなみに大屋は、今なお〈郷土の偉人〉として扱われている(金沢こども読書研究会 1997: 23-43)。
- 27) 愛知師範学校『文部省正定小学教則書』(愛知県総合教育センター所蔵[愛知県教育史フィルム化史料・中央1054])。
- 28) 『文部省第三年報 第一冊』所収の「愛知師範学校年報」には、「明治八年一月十六日小学教則ヲ編製シ」とある(文部省 1964: 506)。
- 29) 倉沢 (1963: 742-744) は、この「見知ノ教」が、ペスタロッチのいう「直觀科 (Anschauungsunterricht als Fach)」にあたると解釈している。
- 30) 伊沢は明治8 (1875) 年7月に米国留学に出発しており(IV章(2)節参照)、『教授真法』は彼の着米後に刊行されたものである。この書物について、伊沢は後に「兎も角も今日の教育の真理といふものを現はしてをる書物として、全く我国に於ける教育書の嚆矢であったと思ふ」と述べている(伊沢修二君還暦祝賀会 1912: 23)。
- 31) 橋本 (2000: 36) は、この書を「アメリカに興った初期ペスタロッチ主義の影響を受けた教師向け教育書」としている。同書の郷土地理教育に関する部分は、翻訳によれば、「凡ソ幼少ノ生徒ヲシテ地理学ヲ修メシムルニハ初メニ先ツ之ヲシテ学校ノ庭園若クハ道路及ヒ田野等ノ幾部分ニ注意セシムル… 各生徒ヲシテ教師ノ画示セル図ヲ其石盤上ニ写シ画セシメ… 道路及ヒ田野等ノ近傍ノ地方等ヲ挙ケ漸ク其課程ヲ拡弘シテ授ケ已ニ生徒ノ自ラ州郡村里都城市街等ノ図ヲ製シ得ルニ至ルヲ俟テ乃チ之ヲ休止セヨ」とある(ノルゼント 1876: 418-419)。
- 32) 中川 (1978: 79) は、千田一十郎の「時トシテハ」という文言を、千田が野外巡査を「軽くみなした」証拠とみて「残念な点である」とする。しかしこれは、千田にとって厳しすぎる評価だろう。郷土地理教育における野外巡査の重要性を説いた初期の議論として、よく引き合いに出されるのは、明治16 (1883) 年刊行の『改正教授術』(仲ほか 1982: 93-180) である(IV章(3)節参照)。筆者は、千田が明治10 (1877) 年の段階で、すでにそうした発想に到達していたことを評価したい。
- 33) 官立大阪師範学校における教育学の研究と実践については、橋本 (1998: 265-274) を参照のこと。
- 34) なお、この明治10 (1877) 年段階の「公立小学教則」は、「専ラ他諸科ノ予習ニ供ス」ための「口授課」が設けられるなど(和歌山県史編さん委員会 1984: 560)，全体として官立大阪師範学校「附属小学校教則」(前節参照)に倣ったあとがみられる。ただし郷土地理教育に関わる内容は、和歌山県では口授ではなく読物と諳記に含められ、等級も第六級に限定されるなど、官立大阪師範学校のカリキュラムとは異なる点もみられる。なお、和歌山県の明治12 (1879) 年段階の「公立小学教則」と官立大阪師範学校「附属小学校教則」の類似性については、すでに橋本 (1998: 318, 330) が指摘している。
- 35) 国立公文書館所蔵[190-130]。この国立公文書館所蔵の「附属小学課程一覧表」は、稻垣 (1982: 695-698) により翻刻されている。なお、水原 (1997) にも同じ史料の翻刻が含まれている。これには所蔵機関名が示されていないが、稻垣 (1995: 92) や橋本 (1998: 259) の記述から、おそらく筑波大学附属図書館所蔵のものと推定される。
- 36) 東京師範学校は明治12 (1879) 年11月18日付で、「東京師範学校附属小学教則」と、この「附属小学課程一覧表」の認可を、文部省に対して伺い出している。じつはこの時点では、下等小学における「位置」の第三級の内容は「学校近傍ノ地理ヲ教授シ其略図ヲ作ラシム」、第二級の内容は「区内ノ地理ヲ教授シ其略図ヲ作ラシム」、第一級の内容は「東京市中ノ地理ヲ教授シ其略図ヲ作ラシム」(傍点筆者)と、それぞれ記されていた。この伺いに対し文部省は、翌明治13 (1880) 年1月15日付で、「伺之通 但教則及一覧表共実物欄内位置ノ款下ニ掲ケ候地理ノ二字ハ總テ位置ニ改メ…」(傍点筆者)と指令している(佐藤 1981: 348-352)。この理由は定かではないが、科目名と内容の間で用語の統一を図る意図があったとも考えられる。
- 37) 稲垣 (1995: 62) はジョホノットのこの書物を、「端的にいえば、ペスタロッチーの直觀の原理の発展であり、ペスタロッチャー以後に長足の進歩をとげつつある近代科学の達成の教育への導入である」と評価している。
- 38) 水原 (1997: 199) はこの点に関して、「日本全体の教育水準を考慮すれば、ジョホノットが提案していた田舎小学校のカリキュラムを一般化せざるを得ないという認識であつただろうか」と述べている。この「田舎小学校」とは、Johonnot (1886) のいう“Country Schools”的ことである(本文参照)。
- 39) ちなみに「配法」とは、“scale”の訳語である(Johonnot 1886: 389)。
- 40) 水原 (1997: 184-186) は、この意見書について「小学校教則綱領の下敷きとなった原案と見るべきではないだろうか… 教科書編集に関する意見ではないと考えられる」と述べる。しかしこの文書が、教科書編纂に関する意見書の体裁をとっていることは確かであり、また、そこで言及されているのは7つの学科の教科書のみである(本文参照)。明治14 (1881) 年の小学校教則綱領では17もの学科が示されており、かつ伊沢・高嶺が最も重視したとみなされる実

- 物はそこから除外されている（内閣官報局 1976c: 814-818）。
- 41) 明治 14 (1881) 年 2 月の「附属小学課程一覧表」は水原 (1997) が翻刻しており、本稿ではこれを用いた。
- 42) 稲垣 (1995: 86) は、この「附属小学課程一覧表」について、「十三年教則の教授内容を、最大限に改正教育令によって規定された教科目の枠の中でうけつごうとする努力をみとめることができる」と述べている。
- 43) ただし、明治 15 (1882) 年に文部省が府県の学務課長らを招集して「学事諮詢会」を開催した際に、その席上で『文部省示諭』が配布されたが、そこには「地理ハ山河ノ位置方角等ヨリモ物産人民都邑交通等ノ事ヲ詳説スヘク」という文言がみられる。これは、「学理ヨリモ寧口実用ヲ主トシ以テ児童ノ他日世ニ立チ業ヲ営ムノ資ヲ得セシメンコト最モ緊要ナリトス」という認識に基づくものだった。ちなみに、『文部省示諭』の巻頭には、文部少輔九鬼隆一の「口述扣」が掲載されている（国立教育研究所第一研究部教育史料調査室 1979: 47-48, 66-67）。九鬼は明治 10 (1877) 年の時点で、「万國ノ地理學」よりも「日本至近ノ地理」のほうが実用的という意見を開陳した人物である（Ⅲ章(3)節参照）。こうした、地理教育をめぐる「学理」と「実用」の相克は、今後さらに究明されるべき研究課題として残されている。
- 44) これは、明治 13 (1880) 年の「附属小学課程一覧表」では、下等小学第一年八級～第三年四級の実物（位置）に配分された教授内容である（前節参照）。
- 45) 例えば、菊地 (1960: 193-194), 矢ヶ崎 (1968: 38-39), 土田 (1978: 44), 三宅 (1978: 45-46), 平岡 (1988: 7-8), 内川 (1991: 54), 外池 (2004: 33-34) などが挙げられる。
- 46) しかしながら、明治 10 (1877) 年の時点で、郷土地理教育における巡検の意義を説いた千田一十郎のことを想起すべきだろう（Ⅲ章(3)節参照）。
- 47) この「学校近傍ノ地景」に続いては、「以上ノ諸課ヲ授ケ終ルノ後其学校所在ノ郡大都会ナラバ其都会或ハ県ノ地図ヲ示シ河、湖、海岸、森林、丘陵、山嶽、都邑等ニ関シテ問答シ兼ネテ気候植物動物製造物等ヲ授クルヲ要ス 其詳細ハ今書スルニ暇アラズ後日ヲ待チテ詳論セントス」とある（仲ほか 1982: 142-143）。この「詳論」にあたるのが、若林虎三郎が明治 16 (1883) 年 11 月に刊行した『地理小学』である。同書の冒頭には、「此書ハ小学地理科中、学校近傍ノ地形ヲ教へタル後、授クベキ目的ヲ以テ編成セル」とある（海後 1965: 8）。
- 48) 新井 (1993: 107-108) は、「改正教授術」が小学校教則綱領の枠組みを実践現場に普及させる役割をもっていたと述べる。しかし本稿での検討は、こうした見方に一定の留保を加えるものである。
- 49) これは倉沢 (1975: 807-810) が翻刻しており、本稿ではそれを用いた。水原 (1997: 270) は、「この二枚のカリキュラム表は、教育行政上、厳密に考えると實に曖昧な通牒である」と述べている。
- 50) その理由の一端として考えられるのは、「小学校ノ学科及其程度」の立案に当たったと考えられる小学校条例取調委員が文部官僚で占められ（本文参照）、そこに師範学校関係者が含まれていなかったことである。じつは師範学校関係者は、同じ時期（明治 18 (1885) 年 7 月 11 日付）に任命された師範学校条例取調委員のなかに含まれていた。それは、高嶺秀夫（東京師範学校長）と那珂通世（東京女子師範学校長）の両名である（『官報』第 609 号、明治 18 年 7 月 13 日）。なお、中川 (1978: 157) は、「小学校令」「師範学校令」の施行が、開発主義の前途にとどめをさすことになる」と記している。しかし、明治 24 (1891) 年の「小学校教則大綱」には開発主義的な規定が導入されており、その立案には高嶺秀夫が新法令施行方案審査委員として関与している（V章(2)節参照）。
- 51) 『官報』第 621 号（明治 18 年 7 月 27 日）。
- 52) 那珂通世は「東洋史」という学科目の提唱者として著名であるが、明治 14 (1881) 年より 18 (1885) 年まで東京女子師範学校長を務めた（三宅 1915: 21-24, 31-33）。また秋山四郎は、東京師範学校の第二回卒業生であり、広島師範学校や東京女子師範学校で教えた経歴をもつ（中川 1978: 194）。なお、歴史家の三宅米吉は、那珂通世の伝記のなかで、『日本地理小誌』を「固より君が力を用ひしものと謂ふべからず」と評している（三宅 1915: 25）。
- 53) 『官報』第 1256 号（明治 20 年 9 月 3 日）。
- 54) 『官報』第 1182 号（明治 20 年 6 月 9 日）。
- 55) 『官報』第 1487 号（明治 21 年 6 月 15 日）。
- 56) ただしこの規定は、同年 11 月 17 日付文部省令第 15 号で改正され、「校具ハ学校ノ種類学級ノ編制児童ノ数等ニ応シ之ニ必須ナルモノヲ備フヘシ」として、ゆるやかな規定に変更されている（内閣官報局 1979: 358）。
- 57) 中川 (1978: 16) は、こうした公教育の国家主義的転回と、「暗記注入の地理教育は、その後も長く生き残った」ことが、「決して無関係ではないであろう」とする。しかし、両者が論理的かつ歴史的にどのように結びつきうるのかは示されていない。むしろ明治 27 (1894) 年の時点で、国家主義的教育政策を推し進めていた文部大臣井上毅は、「徒ニ面積戸口ノ記憶ニ偏スル」地理教育を批判し、地政学的情況の世界史的な変遷を目の当たりにさせる地理教育の必要性を主張していたのである（島津 2002: 104-105）。
- 58) なお、ここでの規定に「常ニ歴史上ノ事實ニ連絡セシメンコトヲ要ス」という文言がみられる（本文参照）のは注目すべきである。地理と歴史の関連づけに関する規定は、中央教育法令ではこれが最初である（海後 1969: 412）。そこには文部大臣森有礼のいう、「一科ノ教ハ以テ同時ニ他ノ二科ノ教ヲ助ケ進ムル方法」としての「諸学科ノ聯進」論

の影響が窺えて興味深い（森 1888: 26）。

- 59) 『官報』第2262号（明治24年1月16日）。なお、この新法令施行方案審査委員には、すでに明治23（1890）年10月25日付で永井久一郎（文部大臣秘書官）、江木千之（文部省参事官）、大島誠治（文部省参事官）、藤田虎力（文部省試補）、飯野謹一（文部省試補）が、それぞれ任命されていた（『官報』第2199号、明治23年10月27日）。
- 60) 国立国会図書館NDL-OPAC (<http://opac.ndl.go.jp/index.html>) の書誌一般検索において、タイトル欄に「郷土」の語を入力し、出版年を1868～1912年に限定して検索を行い、出版年順の逆順に並べ替えた表示結果による。ちなみに2005年12月現在で、検索結果件数は105件であった。
- 61) 広島（1892）は、奥付によれば明治25（1892）年11月7日の訂正再版であり、初版は同年5月10日出版と記されている。
- 62) 筆者未見。総合目録ネットワークシステム（注16）参照）、NACSIS webcat (<http://webcat.nii.ac.jp/>) での検索による。

[引用文献]

- 注) 文献末尾の※印は、国立国会図書館近代デジタルライブラリー (<http://kindai.ndl.go.jp/index.html>) で閲覧可能なことを示す。
- 愛知県教育委員会 1973.『愛知県教育史 第三巻』愛知県教育委員会。
- 愛知県教育委員会 1989.『愛知県教育史 資料編 近代一』愛知県教育委員会。
- 青木美智男 2004. 地域の自覚—往来物と名所図会. 井上 純編『日本史の環境（日本の時代史 第29巻）』132-154. 吉川弘文館。
- 新井孝喜 1993. 明治10年代における直觀教授の受容と展開—東京師範付小の教授内容と「開發教授」に対するシェルドンの影響を中心に. 筑波大学教育学系論集18(1): 107-119.
- 荒川清秀 1997.『近代日中学術用語の形成と伝播—地理学用語を中心に』白帝社。
- 家原政紀 1876.『学校必用 京都府管轄内地理問答』春風堂。
- 五十嵐暁郎 1991. 旧幕臣の明治維新—近代官僚の原型・杉浦譲の構想とエース. 思想 800: 6-24.
- 伊沢修二 1875.『教授真法 初編 卷之二』田中稔助. ※
- 伊沢修二君還暦祝賀会 1912.『楽石自伝教界周遊前記』伊沢修二君還暦祝賀会。
- 石川県教育史編さん委員会 1974.『石川県教育史 第一巻』石川県教育委員会。
- 石川松太郎 1967. 解説. 石川謙・石川松太郎編『日本教科書大系 往来編 第9巻 地理（一）』7-102. 講談社。
- 石川松太郎 1988.『往来物の成立と展開』雄松堂出版。
- 石川松太郎編 1993a.『往来物大系 第52巻 地理科往来』大空社。
- 石川松太郎編 1993b.『往来物大系 第56巻 地理科往来』大空社。
- 石川松太郎・町田千恵子 1965. 信州地方の地理科往来—特に被服・食物関係教材の分析を中心として. 大学紀要（和洋女子大学）10: 15-27.
- 石田龍次郎 1966. 皇国地誌の編纂—その経緯と思想. 一橋大学研究年報・社会学研究 8: 1-61.
- 石山洋 1970. 日本の地理教科書の変遷—幕末・明治前期をめぐって. 地理 20(5): 16-21.
- 伊藤純郎 1998.『郷土教育運動の研究』思文閣出版。
- 伊藤敏行 1979. 寺子屋から小学校へ. 仲 新・伊藤敏行・江上芳郎編『学校の歴史 第2巻 小学校の歴史』3-25. 第一法規出版。
- 稻垣忠彦 1982. 総説. 仲 新・稻垣忠彦・佐藤秀夫編『近代日本教科書教授法資料集成 第2巻 教授法書 2』689-717. 東京書籍。
- 稻垣忠彦 1995.『増補版 明治教授理論史研究』評論社。
- 入沢宗壽・山崎博 1924.『構案法による新地理教育』教育研究会。
- 内川隆志 1991. 郷土教育の変遷 I—明治～昭和初期の郷土教育. 国学院大学博物館学紀要 15: 54-65.
- 澳國博覽會事務局 1875a.『澳國博覽會報告書 十四』澳國博覽會事務局。
- 澳國博覽會事務局 1875b.『澳國博覽會報告書 十五』澳國博覽會事務局。
- 大久保利謙 1978. 杉浦譲と中村敬宇. 国民経済 13(3): 34-39.
- 大久保利謙 1986.『大久保利謙歴史著作集 5 幕末維新の洋学』吉川弘文館。
- 大阪師範学校 1876.『附属小学校教則 明治九年三月改正』大阪師範学校. ※
- 大城直樹 2003. あとがき.『郷土』研究会編『郷土—表象と実践』270-272. 嵐山書院。
- 大野政己 1995a. 郷土史の源流. 川越市立博物館編『川越学事始め—郷土史の系譜を追う』5-8. 川越市立博物館。
- 大野政己 1995b. 郷土教育と郷土調査. 川越市立博物館編『川越学事始め—郷土史の系譜を追う』47-56. 川越市立博物館。
- 大屋子郎 1872.『金沢名数』金沢学校。
- 大屋愷故 1878a.『小学用 加賀地誌略』就正堂。

- 大屋愬畠 1878b.『小学用 能登地誌略』就正堂.
- 大屋愬畠 1878c.『小学用 越中地誌略』就正堂.
- 岡本竹二郎 1892.『東京府郷土史談』栄泉社商店.
- 小川澄江 2004.『中村正直の教育思想』小川澄江.
- 長志珠絵 2001.『臨界点としての漢字・漢学—帝国の内なる「他者」の行方』日本史研究 462: 78-117.
- 海後宗臣・飯田晁三・伏見猛弥 1932.『我国に於ける郷土教育と其施設』目黒書店.
- 海後宗臣編 1965.『日本教科書大系 近代編 第十六巻 地理(二)』講談社.
- 海後宗臣 1969.『地理教科書』海後宗臣・仲 新編『近代日本教科書総説 解説篇』379-432. 講談社.
- 加藤政洋 2003.『郷土教育と地理歴史唱歌』「郷土」研究会編『郷土—表象と実践』26-44. 嵐峨野書院.
- 門林巳代司 1973.『近世の地理教育に関する研究—往来物を中心として』地理学報 12: 82-100.
- 金沢こども読書研究会 1997.『かなざわ偉人物語—科学の進歩につくした人びと』金沢市立泉野図書館.
- 規工川宏輔 1986.『明治期における府県地誌教科書の編纂について—熊本県の3地誌書を中心に』熊本大学教育学部紀要(人文科学) 35: 9-21.
- 菊地利夫 1960.『地理学習の原理と方法』金子書房.
- 教育史編纂会 1938a.『明治以降教育制度発達史 第一巻』龍吟社.
- 教育史編纂会 1938b.『明治以降教育制度発達史 第三巻』龍吟社.
- 「郷土」研究会編 2003.『郷土—表象と実践』嵯峨野書院.
- 京都市小学校創立三十年紀念会 1902.『京都小学三十年史』京都市小学校創立三十年紀念会.※
- 京都書籍会社 1872.『山城郡村名』京都書籍会社.
- 京都府 1875.『小学下等第三級 習字帖 京都町名之部』京都書籍会社.
- 京都府立総合資料館 1972.『京都府百年の資料 五 教育編』京都府立総合資料館.
- 熊倉一見 1991.『栃木県における郷土教育の系譜について(1)—草創期の郷土教育実践』宇都宮地理学年報 9: 68-73.
- 熊倉一見 1992.『栃木県における郷土教育の系譜について(2)—「地理筆記」並びに「郷土誌」編纂事業より見た明治中後期の郷土地理教育』宇都宮地理学年報 10: 45-90.
- 久米郡教育会 1923.『久米郡誌』久米郡教育会.
- 倉沢剛 1963.『小学校の歴史 I—学制期小学校政策の発足過程』ジャパンライブラリービューロー.
- 倉沢剛 1965.『小学校の歴史 II—小学校政策の模索過程と確立過程』ジャパンライブラリービューロー.
- 倉沢剛 1970.『小学校の歴史 III—府県小学校の成立過程 前編』ジャパンライブラリービューロー.
- 倉沢剛 1973.『学制の研究』講談社.
- 倉沢剛 1975.『教育令の研究』講談社.
- 故伊沢先生記念事業会 1919.『築石伊沢修二先生』故伊沢先生記念事業会.
- 小泉吉永編 2001.『往来物解題辞典 解題編』大空社.
- 古賀徹 1991.『マリオン M. スコットと日本の教育』比較教育学研究 17: 43-56.
- 古賀徹 1994.『東京師範学校附属小学教則と米国サンフランシスコ公立学校カリキュラムとの比較考察』教育学雑誌 28: 191-207.
- 国立教育研究所第一研究部教育史料調査室編 1979.『學事諮詢会と文部省示諭』国立教育研究所.
- 坂本麻実子 1992.『明治時代の地理唱歌の出版と西洋音樂受容』人間文化研究年報 15: 81-93.
- 佐藤秀夫編 1981.『文部省日誌 明治12・13年』歴史文献.
- 佐藤秀夫 1983.『地理篇 総説』仲 新・稻垣忠彦・佐藤秀夫編『近代日本教科書教授法資料集成 第7巻 教師用書3 歴史・地理篇』669-687. 東京書籍.
- 佐藤秀夫編 1986.『府県史料 教育 第十五巻 京都府』ゆまに書房.
- 四條畷市教育委員会編 1984.『四條畷市史 改訂版』四條畷市.
- 信濃教育会編 1958.『伊沢修二選集』信濃教育会.
- 鷲田由美 1994.『郷土地理唱歌の隆盛と小学校唱歌教育—明治年間出版の郷土地理唱歌の分析を通して』音楽教育学 24(3): 14-23.
- 島津俊之 1998.『師範学校による絵はがきの収集と郷土教育—和歌山県の師範学校を例に』紀州経済史文化史研究所紀要 18: 1-24.
- 島津俊之 2002.『明治政府の地誌編纂事業と国民国家形成』地理学評論 75: 88-113.
- 島津俊之 2003.『師範学校と郷土教育』藤本清二郎・山陰加春夫編『和歌山・高野山と紀ノ川(街道の日本史35)』230-235. 吉川弘文館.
- 島津俊之 2004.『河田 熊の地理思想と実践—近世と近代のはざまで』人文地理 56: 331-350.
- ジョホノット, J.著, 高嶺秀夫訳 1885.『教育新論 卷之一』東京茗渓会.※

- ジョホノット, J. 著, 高嶺秀夫訳 1886.『教育新論 卷之四』東京茗渓会. ※
- スマイルズ, S. 著, 中村正直訳 1871.『西国立志編 原名 自助論』同人社. ※
- 関戸明子 2002. 群馬県における郷土教育の展開—明治期から昭和初期まで. 群馬大学教育学部紀要(人文・社会科学編) 51: 131-153.
- 関戸明子 2003. 戦時中の郷土教育をめぐる制度と実践—群馬県師範学校・女子師範学校の事例を中心に. 「郷土」研究会編『郷土—表象と実践』4-25. 嵐山書院.
- 関戸明子・加藤政洋・大城直樹 2003. はじめに. 「郷土」研究会編『郷土—表象と実践』i-ix. 嵐山書院.
- 千田一十郎 1877. 下等小学地理学教授法ヲ論ズ. 教育雑誌 50: 3-7.
- 千田一十郎・鳥山啓 1878a.『紀伊国地誌略』和歌山県学務課.
- 千田一十郎・鳥山啓 1878b.『紀伊国地誌略字引』平井文助.
- 園部昌良 1968. 活字印刷資料としての「金沢名数」. 書誌学 新11: 32-39.
- 高橋昌郎 1966.『中村敬宇』吉川弘文館.
- 高嶺秀夫先生記念事業会 1921.『高嶺秀夫先生伝』培風館.
- 田中耕三 1966. 郷土地理教育の一段階—明治時代. 新地理 14(3): 1-18.
- 田中耕三 1968.『作業地理教育』古今書院.
- 田中耕三 1978.『作業地理教授の原理と実践』古今書院.
- 棚橋源太郎 1902. 教科案上に於ける実科初步教授の位置につきて. 教育学術界 5: 312-320.
- 辻田右左男 1936. 明治初年に於ける小学校教科としての地理学の位置に就いて. 地理論叢 8: 535-561.
- 辻田右左男 1971.『日本近世の地理学』柳原書店.
- 土田良一 1978. 明治・大正期における小学校の地理・歴史の教科構成に関する予察的研究. 新地理 26(2): 41-48.
- 土屋喬雄編 1979.『杉浦譲全集 第五卷』杉浦譲全集刊行会.
- 寺本潔 1985. 戦前の郷土教育における地域認識. 朝倉隆太郎先生退官記念会編『社会科教育と地域学習の構想』117-128. 明治図書出版.
- 東京師範学校 1880.『東京師範学校沿革一覧 自第一学年至第六学年』東京師範学校. ※
- 東京師範学校 1883.『東京師範学校附属小学校規則 明治十六年八月改正』東京師範学校. ※
- 外池智 2004.『昭和初期における郷土教育の施策と実践に関する研究—『総合郷土研究』編纂の師範学校を事例として』NSK出版.
- 内閣官報局 1974a.『法令全書 第二卷』原書房.
- 内閣官報局 1974b.『法令全書 第四卷』原書房.
- 内閣官報局 1974c.『法令全書 第五卷ノ一』原書房.
- 内閣官報局 1974d.『法令全書 第五卷ノ二』原書房.
- 内閣官報局 1975a.『法令全書 第六卷ノ二』原書房.
- 内閣官報局 1975b.『法令全書 第十一卷』原書房.
- 内閣官報局 1975c.『法令全書 第十二卷ノ一』原書房.
- 内閣官報局 1976a.『法令全書 第十三卷ノ一』原書房.
- 内閣官報局 1976b.『法令全書 第十三卷ノ二』原書房.
- 内閣官報局 1976c.『法令全書 第十四卷』原書房.
- 内閣官報局 1977a.『法令全書 第十八卷ノ一』原書房.
- 内閣官報局 1977b.『法令全書 第十九卷ノ一』原書房.
- 内閣官報局 1977c.『法令全書 第十九卷ノ三』原書房.
- 内閣官報局 1978a.『法令全書 第二十三卷ノ二』原書房.
- 内閣官報局 1978b.『法令全書 第二十三卷ノ四』原書房.
- 内閣官報局 1979.『法令全書 第二十四卷ノ二』原書房.
- 仲新 1954. 教科書史. 石山脩平・海後宗臣・村上俊亮・梅根悟編『教育文化史大系 II』49-113. 金子書房.
- 仲新 1967. 官立愛知師範学校と伊沢修二. 信濃教育 972: 15-19.
- 仲新・稲垣忠彦・佐藤秀夫編 1982.『近代日本教科書教授法資料集成 第2卷 教授法書 2』東京書籍.
- 中川浩一 1971. 明治期における地図教育の推移. 地図 9(3): 1-7, 9(4): 1-7.
- 中川浩一 1978.『近代地理教育の源流』古今書院.
- 日本国語大辞典第二版編集委員会 2001.『日本国語大辞典 第二版 第四卷』小学館.
- ノルゼント, C. 著, フアンカステール訳 1876.『教師必読』文部省. ※
- 橋本美保 1998.『明治初期におけるアメリカ教育情報受容の研究』風間書房.
- 橋本美保 2000. 伊沢修二の初等教育カリキュラム論とその普及過程—近代日本における初等教育カリキュラム概念の形

- 成. カリキュラム研究 9: 35-47.
- 馬場一博 2004. 和歌山県における明治期小学校教育の展開(その二). 和歌山県教育史研究 2: 17-32.
- 平岡昭利 1988. 明治前期の郷土地理教育と『改正鹿児島縣地誌略』. 平岡昭利編『明治の鹿児島—景観と地理』5-12. 海青社.
- 平山光衛 1981. 郷土と郷土教育. 宇都宮大学教育学部紀要(第1部) 31: 33-43.
- 広島秀太郎 1892. 『郷土史談 小学阿波国史』黒崎精二. ※
- ひろたまさき 1974. 幕末・維新期の黒住教一赤木忠春と本多応之助. 岡山大学法文学部学術紀要(史学編) 35: 13-25.
- 伏見猛弥 1935. 『我国に於ける直觀教授・郷土教育及合科教授』日独書院.
- 三浦叶 1998. 『明治漢文学史』汲古書院.
- 水原克敏 1997. 『近代日本カリキュラム政策史研究』風間書房.
- 三宅達也 1978. わが国における郷土教育の系譜に関する研究—郷土教育連盟による活動を中心に. 新地理 26(4): 45-68.
- 三宅米吉 1915. 文学博士那珂通世君伝. 故那珂博士功績紀念会編『那珂通世遺書』1-53. 大日本図書.
- 森有礼 1888. 学科教授法. 教育時論 114: 25-26.
- 諸橋轍次 1968. 『大漢和辞典 縮写版 卷十一』大修館書店.
- 文部省 1964. 『文部省第三年報 第一冊』宣文堂書店.
- 文部省 1965a. 『文部省第四年報 第一冊』宣文堂書店.
- 文部省 1965b. 『文部省第五年報 第一冊』宣文堂書店.
- 文部省 1966. 『文部省第十一年報 第二冊』宣文堂書店.
- 文部省 1999. 『小学校学習指導要領解説 社会編』日本文教出版.
- 矢ヶ崎孝雄 1968. 明治時代における地理教育の発達. 金沢大学教育学部教科教育研究 1: 35-48.
- 柳田國男 1931. 郷土研究の将来. 郷土科学研究会編『郷土科学講座 第一冊』13-32. 四海書房.
- 山口幸男 2003. 『明治期郷土唱歌—地理教育的・総合学習の考察』学芸図書.
- 山田昇 1979. 府県立師範学校の一形態—和歌山県師範学校の成立. 渡辺広先生退官記念会編『和歌山の歴史と教育』281-304. 渡辺広先生退官記念会.
- 山本幸雄 1958. 『地理教育史』大修館書店.
- 横山定 2005. 鶴田騒動の指導者とその周辺—慈教院と本多応之助再考. 岡山地方史研究 106: 23-29.
- 和歌山県史編さん委員会編 1976. 『和歌山県史 近現代史料一』和歌山県.
- 和歌山県史編さん委員会編 1984. 『和歌山県史 近現代史料八』和歌山県.
- Grossberg, L. ed. 1986. On postmodernism and articulation: an interview with Stuart Hall. *Journal of Communication Inquiry* 10: 45-60.
- Johonnot, J. 1886. *Principles and practice of teaching*. New York: Appleton.
- Smiles, S. 1911. *Self-help: with illustrations of conduct and perseverance*. One shilling edition (reprinted). London: John Murray.